

投資委員会は、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 本布告の巻末の業種表に指定されている業種は投資奨励対象業種とする。

第 2 項 当該業種に定められたように被投資奨励プロジェクトの条件を定める。

第 3 項 被投資奨励プロジェクトの基準および恩典は、投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」に従うこと。ただし、本布告の巻末の業種表にて特別に指定されていることは除く。

第 4 項 投資委員会は、投資を奨励する必要がなくなったと判断した場合、本布告の巻末の業種表に記載されている業種への投資奨励廃止を発布する可能性がある。または、本布告の巻末の業種表に記載されていなくても委員会が奨励することが適切であるとみなす場合、追加の業種を発布する可能性がある。

第 5 項 問題が発生し本布告に基づき判断できない場合は、投資委員長官が最終的な判断をする者とする。

第 6 項 本布告は、2023 年 1 月 3 日以降に提出された奨励申請書に対して有効とする。

第 7 項 2023 年 1 月 3 日の前に奨励申請書を提出したまたは投資奨励を取得し、かつ税制上の恩典を使用していないプロジェクトは、新規で指定された通りに業種の変更を申請し、その業種に定められた新しい条件に従うことが出来る。尚、2023 年 6 月 30 日までに 投資委員会事務局に申請すること。

公布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

（プラユット・チャンオーチャー）

首相

投資委員会委員長

投資奨励対象業種表
1 類 農業・農産品およびバイオ

業種	条件	恩典
1.1 上流農業		
1.1.1 商用材木およびエネルギー作物の植林		
1.1.1.1 商用材木の植林	1. 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、王立森林局発行または王立森林局に委ねられた機関発行の植林プランテーション登録の証明書を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証の証明書を取得すること。 3. 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な森林管理規格の認証を取得すること。	A1
1.1.1.2 エネルギー作物の植林	1. 隣接地で 50 ライ以上を有すること。 2. 操業開始期限日までに、森林管理協議会 (Forest Stewardship Council: FSC)、森林認証制度相互承認プログラム (Programme for the Endorsement of Forest Certification: PEFC)、またはその他同等の規格など、適切な植林管理規格の認証を取得すること。	A 1
1.1.2 動物の繁殖または飼育	1. 繁殖プロセスを有すること。 2. 最新技術を使用すること。例えば、密閉型育舎の使用、換気システム、自動給水給餌システム、感染症媒介生物の飼育場への侵入防止システム、および環境への影響を予防・軽減するシステムなど。 3. トレーサビリティ (Traceability) システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。 4. 操業開始期限日までに、農業生産工程管理 (Good Agricultural Practice : GAP)、ま	A3

業種	条件	恩典
	たはその他同等の規格など、畜産管理規格の認証を取得すること。	
1.1.3 屠殺	1. 最新製造技術を使用すること。例えば、動物の気絶処理、動物を掛ける吊り具、冷蔵室、冷却システム、異物検査など。 2. トレーサビリティ(Traceability) システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有すること。 3. 操業開始期限日までに、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) 、またはその他同等の規格など、屠殺場向けの規格の認証を取得すること。	A3
1.1.4 深海漁業	法人所得税免除の恩典を使用する前に、水産局発行のタイ国水域外における漁業許可書を取得すること。なお、操業開始期限日までに許可書を取得すること。	A3
1.2 農産品		
1.2.1 植物からの製粉		
1.2.1.1 有機澱粉の製造 (Organic Starch or Organic Flour)	操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM) 、カナダ有機制度 (Canada Organic Regime: COR) 、国家有機プログラム(The National Organic Program: NOP)、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。	A2
1.2.1.2 加工澱粉 (Modified Starch) または特殊な植物からの製粉		A3
1.2.1.3 生澱粉の製造 (Native Starch or Native Flour)	1. 水の再利用、大気汚染防止などの環境に配慮した技術を用いること。 2. 操業開始期限日までに、ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。	A4
1.2.2 植物または動物からの油脂の製造		A3
1.2.3 皮革なめしまたは皮革仕上げ	1. 環境にやさしい技術を使用すること。例えば、化学薬品の使用削減、あるいは、酵素や生体触媒 (Biological Catalyst) を化学薬品の代わりに用いることなど。	A3

業種	条件	恩典
1. 2. 4 天然ゴムから製品の製造	2. 皮革なめし事業を行う場合は、工業団地、奨励された工業区、および工業法 30 条に従う皮革なめし産業の工業区に立地しなければならない。なお、事業拡大、または産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) における奨励事業の場合は、既存の場所に立地することを認める。ただし、環境負荷の削減対策を有すること。	
1. 2. 4. 1 天然ゴムからの製品の製造	1. 輪ゴム、風船、ゴムリングを奨励対象外とする。 2. 製品には、原材料使用量の内、51%以上の天然ゴムが含まれていること。	A2
1. 2. 4. 2 基礎ゴム加工		A4
1. 2. 5 最新技術を使用した食品、飲料、食品添加物 (Food Additives)、食品調合物 (Food Ingredients)、または栄養補助食品 (Dietary Supplement) の製造・保存	砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバー入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の香り成分を含む飲料水を奨励対象外とする。	A3
1. 2. 6 未来食品の製造 (Future Food)		
1. 2. 6. 1 健康強調表示 (Health Claim) のある食品の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバー入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の香り成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA) 、またはその他同等の機関により健康強調表示の承認を取得すること。	A2
1. 2. 6. 2 新規食品 (Novel Food) の製造	1. 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバー入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の香り成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 2. 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA) 、	A2

業種	条件	恩典
	またはその他同等の機関により新規食品を登録すること。	
1.2.6.3 有機食品 (Organic Food) の製造	- 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバー入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の香り成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 - 操業開始期限日までに、国際有機農業運動連盟 (International Federation of Organic Agriculture Movements: IFOAM)、カナダ有機制度 (Canada Organic Regime: COR)、国家有機プログラム (The National Organic Program: NOP)、またはその他同等の規格など、有機農業規格の認証を取得すること。	A2
1.2.6.4 医療食品 (Medical Food) の製造	- 砂糖、還元果汁、電解質飲料、栄養ドリンク、アルコール飲料、飲料水、フレーバー入り・抜きの炭酸水、炭酸飲料、ビタミン入り飲料水およびその他の香り成分を含む飲料水を奨励対象外とする。 - 操業開始期限日までに、タイ食品医薬品管理局 (Food and Drug Administration: FDA)、またはその他同等の機関により医療食品を登録すること。	A2
1.2.7 砂糖の製造	- 奨励申請の前に、工場へのさとうきびの搬入量計画について、さとうきび・砂糖委員会事務局の同意を得ること。 - 操業開始期限日までに、ISO 14000、またはその他同等の規格など、環境規格の認証を取得すること。 - 委員会が同意した機械の入れ替え・自動化システム導入、代替エネルギー使用または環境負荷軽減、およびインダストリー4.0への向上向けの産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) の基準に基づき、機械への投資金額から計算することにより、法人所得税免除の恩典使用の上限額を設定する。	A4

業種	条件	恩典
	4. 新規投資および事業拡大の場合は、他の措置に基づき法人所得税の追加恩典を申請することが出来ないものとする。	
1. 2. 8 動物用飼料または飼料成分の製造		
1. 2. 8. 1 ペット用療法食の製造	1. 操業開始期限日までに、特別管理動物用飼料のペットフード類のペット用療法食として、またはその他同等の規格で登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ（Global Food Safety Initiative: GFSI）が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。	A2
1. 2. 8. 2 食品安全規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、ISO 22000、または世界食品安全イニシアチブ（Global Food Safety Initiative: GFSI）が認証した規格など、食品安全管理システム規格の認証を取得すること。	A3
1. 2. 8. 3 国際規格の認証を取得した動物用飼料または飼料成分の製造	操業開始期限日までに、害分析重要管理点（Hazard Analysis and Critical Control Points : HACCP）、適正製造規範（Good Manufacturing Practice : GMP）など、国際規格の認証を取得すること。	A4
1. 2. 8. 4 その他の場合の動物用飼料または飼料成分の製造		B
1. 2. 9 農産品、農業の副産物や残り屑からの製品あるいはパッケージ。または農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物が原材料である製品の製造		A3
1. 2. 10 農産品（農産品のスクラップや廃棄物も含む）からの燃料または医療用アルコール（Pharmaceutical Grade）の製造		

業種	条件	恩典
1. 2. 10. 1 農産品からの燃料 または医療用アルコール(Pharmaceutical Grade) の製造 1. 2. 10. 2 農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造 1. 2. 10. 3 圧縮バイオマス固形燃料の製造	バイオマスの液体燃料化(Biomass to Liquid: BTL)、廃水からの天然ガス、使用済植物油からのバイオディーゼルなど、農産品から発生したスクラップあるいは廃棄物からの燃料の製造であること。	A2 A2 A3
1. 2. 11 天然エキス、天然エキスからの製品、またはハーブ製品の製造 1. 2. 11. 1 高度な抽出技術を使用した天然エキスの製造、または同プロジェクト継続で高度な抽出技術を用いた天然エキスを使用した製品の製造 1. 2. 11. 2 天然エキスの製造、または同プロジェクトの継続での天然エキスを使用した製品の製造 1. 2. 11. 3 天然エキスの抽出プロセスを有しない天然エキスからの製品またはハーブ製品の製造	同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。 同プロジェクトの継続での天然エキスからの製品の製造は、法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。 1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ハーブ製品法に従いハーブ製品または同等のものとしてタイ食品・薬品管理局 (Food and Drug Administration) またはその他同等の機関に登録をすること。なお、操業開始期限日までに登録をすること。 2. 操業開始期限日までに、適正製造規範 (Good Manufacturing Practice : GMP) な	A2 A3 A3

業種	条件	恩典
	ど、ハーブ製品製造工場向けの規格の認証を取得すること。	
1.3 現代農業		
1.3.1 植物または動物の品種改良 (バイオテクノロジー事業の 範囲外の場合)	農業・協同組合省の政策によるセンシティブ項目に該当する植物の品種改良は、登録資本金の51%以上をタイ国籍者が保有すること。	A3
1.3.2 現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス		
1.3.2.1 自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有し、かつ機械・設備を製造する現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス	1. 状態探知及び追跡システム、関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムを製造すること。 2. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理する自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有すること。なお、自社で行えない場合は、タイ国内の開発者委託の支出を操業開始期限日までに 1,000 万バーツ以上有すること。 3. 委員会が同意した部品成形、組み立て、および／またはエンジニアリングデザインの工程を有する現代農業システム向けの機械・設備を製造すること。 4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。	A1
1.3.2.2 システム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有するが、自社で機械・設備を製造しない現代農業の機械・設備および現代農業システムの製造またはサービス	1. 状態探知及び追跡システム、関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムを製造すること。 2. データ収集・変換・解析を含む、システム集積方式の、関連資源を管理する自社でシステム、ソフトウェアまたはプラットフォームの設計を有すること。なお、自社で行えない場合は、タイ国内の開発者委託の支出を操業開始期限日までに 1,000 万バーツ以上有する	A2

業種	条件	恩典
	こと。またタイ国内の開発者委託の支出は法人所得税免除対象金額とする。 3. 外部業者からの機械・設備の調達または外部業者への製造委託を行い、現代農業システムとして自社においてシステム集積方式で組み立てること。 4. 情報技術開発及び工学分野の人員給与費用が年間最低 150 万バーツ以上または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。	
1.3.2.3 現代農業システムのサービス	委員会が同意した、状態探知及び追跡システム、（関連資源（水・肥料・薬品）の使用制御システム、およびスマート温室システムなど、現代農業システムのサービスを提供すること。	A4
1.3.3 植物工場（Plant Factory）	委員会が同意した、閉鎖的な空間で特別に設計された施設内にて植物を栽培し、物理的環境制御、ならびに生物的環境制御において栽培環境制御システムを設置すること。	A3
1.4 農業および食品産業の支援事業		
1.4.1 バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料およびバイオ除草剤・殺虫剤	1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ肥料、有機肥料、ナノ有機化学肥料は、農業局（Department of Agriculture）に登録し、商用肥料製造許可証を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、許可証を取得すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、バイオ除草剤・殺虫剤は、農業局（Department of Agriculture）に登録し、第2種危険物取扱届出受理書を取得すること。なお、操業開始期限日までに登録し、届出受理書を取得すること。	A3
1.4.2 乾燥植物およびサイロ		B
1.4.3 農産物および農産品の品質選別および保存		
1.4.3.1 高度技術を使用する農産物および農産品	果物の果肉検査センサー、高周波による殺虫処理、核磁気共鳴（Nuclear Magnetic	A2

業種	条件	恩典
の品質選別および保存 1. 4. 3. 2 近代技術を使用する農産物および農産品の品質選別および保存 1. 4. 3. 3 近代技術を使用する米の品質選別および保存	Resonance) 、X 線システムなどの高度技術を使用すること。 1. 種子用色彩選別機、蒸熱による果実蠅の卵の殺滅処理、種子コーティング、ガス置換包装 (Modified Atmosphere Packaging: MAP)、雰囲気制御包装 (Controlled Atmosphere Packaging: CAP)、低温貯蔵 (Cold Storage)、冷凍 (Freezing) などの近代技術を使用すること。 2. 米の品質選別を奨励対象外とする。	A3 B
1. 4. 4 冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸 1. 4. 4. 1 自然冷媒 (Natural Refrigerants) を使用する場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸 1. 4. 4. 2 他の場合の冷蔵・冷凍倉庫、または冷蔵・冷凍倉庫および冷蔵・冷凍運輸 1. 4. 5 農産物取引センター 1. 4. 6 デジタル農産物ショッピングセンター	自然冷媒を使用すること。アンモニアを使用する場合は、システム内の冷媒使用料の 49% 以下の割合とすること。 自然冷媒ではない冷媒を使用する場合。環境負荷の少ない冷媒であること。尚、地球温暖化係数 (GWP) などの関連指標で審査する。 1. 土地面積は 50 ライ以上であること。 2. 全面積の 60% 以上が農産品に関する業務あるいはサービスに関連し、農産品の展示場あるいは取引場、競売センター、冷凍庫、倉庫を有すること。 3. 品質検査・選別、農薬などの残留有害物質検査サービスを提供すること。 1. 登録資本金の 51% 以上をタイ国籍者が保有すること。 2. 農家や事業者へのサービス提供のためのプラットフォームおよび農産物品監視・品質管理システムを有すること。また、プロジェクトで使用されるソフトウェア またはプラット	A4 B A3 A3

業種	条件	恩典
	フォームを開発するためにタイ国内での開発プロセスまたはタイ国内における外注を行わなければならない。 3. B2B（企業間取引）形態でのみ農産物を販売すること。 4. トレーサビリティ（Traceability）システムまたは委員会が同意したその他同等のトレーサビリティシステムを有し、および品質試験のための実験室などの品質検査プロセスを有すること。	
1.5 バイオテクノロジーによる製品の製造 1.5.1 バイオプラスチックまたはバイオプラスチック（Bioplastics）からの製品の製造 1.5.1.1 バイオプラスチックの製造または同一プロジェクトで成形したバイオプラスチック製品の製造 1.5.1.2 バイオプラスチック製品の製造 1.5.2 生物化学製品の製造（Biochemicals）	操業開始期限日までに、TIS 2734（タイ工業規格）、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。 1. 操業開始期限日までに、TIS 2734（タイ工業規格）、ISO 16620、またはその他同等の国際規格など、バイオプラスチック規格の認証を取得すること。 2. バイオプラスチックを使用した成形工程を有すること。 1. 農産物、農産加工物、バイオマス原料、農産加工物の廃棄物または副産物からの材料を重量の51%以上使用すること。 2. 混合や稀釈工程のみを有するプロジェクトは奨励しない。 3. 操業開始期限日までに、OECD 化学物質試験ガイドライン、試験番号 301: 易生分解性（OECD Guidelines for the Testing of Chemical, Test No. 301: Ready Biodegradability）など、国際規格に沿った生分解性（Readily Biodegradability）の試験または認定を取得すること。	A2 A3 A2

業種	条件	恩典
1.5.3 バイオテクノロジー (Biotechnology) 1.5.3.1 バイオテクノロジーを 使用した植物、動 物、微生物の育種 1.5.3.2 バイオテクノロジーを 使用した薬品の製造 1.5.3.3 バイオテクノロジーを 使用した医療、農 業、食品、環境の診 断キットの製造 1.5.3.4 製造に微生物、植 物、動物の細胞を使 用した分子生物学、 生物学的活性物質の 製造 1.5.3.5 バイオ製品の製造の ための、研究開発、 実験、品質検査・管 理に用いられる原材 料および/または必要 資材の製造		A1 A1 A1 A1 A1
1.6 バイオテクノロジー (Biotechnology) 開発	1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス 提供の基盤となる重点技術開発工程を有する こと。 2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協 力形態で技術移転をすること。（例：技術研 究コンソーシアム）	A1+ (上限 無し で10 年間 法人 所得 税を 免除 する)

2 類 医療機器産業

業種	条件	恩典
2.1 医療用品の製造		
2.1.1 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造、または不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		
2.1.1.1 不織布 (Non-Woven Fabric) の製造		A3
2.1.1.2 不織布 (Non-Woven Fabric) から衛生製品 (Hygienic Products) の製造		A4
2.1.2 医療用器具・機器の製造		
2.1.2.1 ハイリスクまたはハイトク医療用機器である医療用器具・機器の製造		A2
2.1.2.2 その他の医療用器具・機器の製造	布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造を奨励対象外とする。	A3
2.1.2.3 布や様々な繊維からの医療用器具・機器の製造	1. ガウン、ドレープ、帽子、マスク、ガーゼ、脱脂綿など布や様々な繊維からの医療用器具・機器を製造すること。 2. ガーゼや脱脂綿を製造する場合、原綿や綿糸から開始すること。	A4
2.1.2.4 医療用器具・機器の部品の製造	操業開始期限日までに、ISO 13485、またはその他同等の医療用器具・機器規格の認証を取得すること。	A4
2.1.3 薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients) の製造	薬品の有効成分 (Active Pharmaceutical Ingredients: APIs) または薬品の原材料を生産すること。	A2
2.1.4 医薬品の製造		
2.1.4.1 ターゲット医薬品の製造	1. 奨励申請日に保健省が発表したターゲット医薬品リストに含まれる医薬品を製造すること。 2. 操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム (PIC/S) に基づく適正製造規範 (Good Manufacturing Practice: GMP) 製造所基準の認定を取得すること。	A2

業種	条件	恩典
2.1.4.2 現代医薬品の製造	操業開始期限日までに、医薬品査察共同スキーム（PIC/S）に基づく適正製造基準（Good Manufacturing Practice：GMP）製造基準の認定を取得すること。	A3
2.2 医療サービスおよびヘルスケアサービス 2.2.1 医療施設 2.2.1.1 専門医療センター	1. 不足分野、即ち、心臓関連（冠状動脈疾患、心臓手術、心不全）、癌疾患（化学療法、放射線療法）、腎臓疾患（人工透析センター）、理学療法、および精神科の専門医療センターとする。 2. 人材採用の適切な計画を持つこと。 3. 委員会が同意した道具と器材を所有すること。 4. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得すること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 5. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。 6. サービスの展開、および市民のアクセスを考慮しなければならない。 7. プロジェクトに直接関係のない他のサービスを受ける患者または人々に医療機器または器具を使用することを許可する。ただし、その収入は、法人所得税恩典付与の対象となるプロジェクトの収入として計算されない。	A2
2.2.1.2 高齢者向け医療施設	1. 人材採用の適切な計画を持つこと。 2. 委員会が同意したサービスを提供するための道具と器材を所有すること。 3. 31 床以上の入院患者収容能力を有すること。 4. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、専門医療施設または高齢者向け医療施設における病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 5. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。	A3

業種	条件	恩典
	6. 委員会が同意した、操業開始日までに高齢者向け医療施設のためのサービスユニットおよびサービス支援システムを有すること。 7. サービスを受ける 60 才以下の人に医療機器または器具を使用することを許可する。ただし、その収入は、法人所得税恩典付与の対象となるプロジェクトの収入として計算されない。	
2.2.1.3 タイ伝統医療または応用タイ伝統医療センター	1. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 2. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。	A3
2.2.1.4 病院	1. 31 床以上の入院患者収容能力を有すること。 2. 委員会が承認したサービスを提供するための道具と器材を所有すること。 3. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、病院運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。 4. 資格基準規則または保健省のその他の関連基準を満たさなければならない。	A4
2.2.2 ヘルスケアサービス 2.2.2.1 高齢者または要介護者向け介護施設	1. タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。 2. 保健事業施設法に基づく高齢者または要介護者向け介護事業であること。 3. 31 床以上の入院患者収容能力を有すること。 4. 高齢者または要介護者に対し宿泊型の介護支援サービスを提供し、高齢者または要介護者の健康を管理・促進及び回復するための活動業務を有すること。 5. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、保健施設運営ライセンスを取得していること。なお、操業開始期限日までにライセンスを取得すること。	A4

業種	条件	恩典
2.2.2.2 健康回復センター	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3,000 万バーツ以上であること。 2. 回復およびリハビリテーションに医療技術を使用すること。ただし、薬物中毒者の回復は含まない。 3. 継続的な健康回復プログラムを設けること。そして、サービスを受ける人のための宿泊施設を設けること。	B
2.3 臨床研究事業（Clinical Research） 2.3.1 医薬品開発業務受託機関（Contract Research Organization）	1. 以下の臨床研究における支援及び受託の計画を有すること。 1.1 臨床研究の管理業務 1.2 臨床研究の監督業務例として - 検体採取及び検体処理保管室の管理 - 臨床研究用製品の管理 - 臨床研究に使用される資料と情報の管理 - 臨床研究から発生する廃棄物の管理 - 臨床研究における医療記録の管理 - 臨床研究の参加者、ボランティア、被験者の管理 - 外来患者と入院患者診察室、検査室など臨床研究に使用するための施設の手配または提供 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、臨床開発モニター（Clinical Research Associate-CRA）等臨床研究に関する職務にタイ国籍人員を雇用し、医薬品規制調和国際会議（International Conference on Harmonization）が定める医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice-GCP）通称 ICH GCP の研修、またはそれと同等の基準に基づいた研修を経ること。また、操業開始期限までに行うこと。 3. 臨床研究管理を務めるタイ国籍人員給与費用は年間最低 150 万バーツ以上で、新規雇用であること。ただし、タイ国籍人員の給与費用	A1

業種	条件	恩典
2.3.2 臨床研究センター (Clinical Research Center)	は奨励申請プロジェクトのみが対象となり、委員会が定める基準に基づいて算出されること。 4. 委員会が同意した国内の研究機関または公衆衛生機関または教育機関と協力すること。 1. 以下の臨床研究における支援及び受託業務のうち、一つ以上の事業を有していなければならない。 - 動物実験を用いた製品安全性評価のための前臨床研究 (Preclinical Research) - ヒトを対象とした製品安全性評価のための臨床研究 (Clinical Research) - 生物学的利用性および生物学的同等性の試験 (Bioavailability and Bioequivalence Studies) 2. ヒトを対象とした臨床研究に際し、以下のフェーズのうち少なくともいずれか一つを実行すること。 - 臨床研究第一相 (Phase I : Safety and Dosage) ボランティアに対する安全性を調べる。 - 臨床研究第二相 (Phase II : Efficacy and Side Effects) 有効性と副作用について調べる。 - 臨床研究第三相 (Phase III : Efficacy and Monitoring of Adverse Reaction) 有効性の評価と副作用の監視を行う。 - 臨床研究第四相 (Phase IV : Post-marketing Surveillance) 長期にわたる結果の追跡調査を行う。 3. 研究者、研究センターの基本的なインフラ設備、ボランティアの保護に関する情報など関連する詳細を提出すること。 4. 臨床研究に使用する診察室、薬品保管室、医療機器など臨床研究業務に役立つ設備 (Facilities) を所持している、または、手配すること。 5. 委員会の同意に基づき、既存の医療機器または器具を被奨励プロジェクトで使用することを許可する。	A1

業種	条件	恩典
	6. 研究の実施に際し、医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice: GCP）、またはそれ同等の基準に従うこと。 7. 臨床研究に関する職務を務めるタイ国籍人員給与費用は年間最低 150 万バーツ以上であり、新規雇用であること。または、投資金額（土地代、運転資金及び乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。ただし、タイ国籍人員の給与費用及び／または投資金額は被奨励プロジェクトのみが対象となり、委員会が定める基準に基づいて算出されること。 8. 法人所得税免除の恩典を使用する前に投資奨励を受けるプロジェクトは臨床研究に関する職務にタイ国籍人員を雇用しており、医薬品規制調和国際会議（International Conference on Harmonization）が定める医薬品の臨床試験の実施の基準（Good Clinical Practice : GCP）の研修、またはそれに同等の基準に基づいた研修を経ること。また、倫理委員会（Ethics Committee: EC）または動物実験委員会（Institutional Animal Care and Use Committee: IACUC）から承認を得ること。なお、操業開始期限日までに承認を得ること。 9. 委員会が同意した国内の研究機関または公衆衛生機関または教育機関と協力すること。	

3 類 機械および自動車産業

業種	条件	恩典
3.1 機械、その機器および部品の製造、並びに自社製造の機械またはその機器の修理		
3.1.1 エンジニアリングデザイン 工程を有する自動化機械および/ または機器 (Automation) の製造		
3.1.1.1 エンジニアリングデザイン、自動化システムの開発・設計工程 (Automation System Integration) 、および機械操作の自動制御システム設計工程を有する自動化機械および/ または装置 (Automation) の製造	1. 少なくとも 2 つの機能を自動的かつ継続的に共同で作動させる機能を持つシステムまたは機械でなければならない。 2. 次の工程を有すること。 2.1 自動化システムの開発・設計 (Automation System Integration) 2.2 機械操作の自動制御システム設計 2.3 機械、その機器および部品のエンジニアリングデザイン	A1
3.1.1.2 エンジニアリングデザイン、および機械操作の自動制御システム設計工程を有する自動化機械および/ または機器 (Automation) の製造	次の工程を有すること。 1. 機械操作の自動制御システム設計 2. 機械、その機器および部品のエンジニアリングデザイン	A2
3.1.2 機械、その機器、部品の製造および/ または金型の修理	製造した機械の主な目的に従って作動するために使用される部品成型および/ またはエンジニアリングデザイン工程を有すること。	A3
3.1.3 機械組み立ておよび/ またはその機器の組み立て	委員会が同意した組み立て工程を有すること。	A4
3.1.4 ロボットまたは自動化装置、および/ またはその部品の組み立て	委員会が同意した組み立て工程を有すること。	A3

業種	条件	恩典
3.1.5 精密機械、その機器および部品の製造、並びにその機械の修理 3.1.5.1 精密機械の製造	1. 委員会が同意した部品成型および/ または組み立て工程を有すること。 2. 以下のいずれかの特徴を有すること。 2.1 集積回路（Integrated Circuit：IC）、半導体（Semiconductor）、微小電気機械システム（Microelectromechanical Systems：MEMS）の製造工程で使用される機械など微細加工技術（Microfabrication Technology）を使用する電子製品の製造工程に使用される機械でなければならない。 2.2 プロジェクトで製造される自作機械は、国際公差等級（IT）に準拠し、かつ IT5 を超えないよう、製造する際に際に公差を設定できること。	A2
3.1.5.2 精密機械用の機器および部品の製造	1. 委員会が同意した部品成型および/ または組み立て工程を有すること。 2. 以下のいずれかの特徴を有すること。 2.1 業種 3.1.5.1 の機械の主な目的に従って作動するために使用される機器または部品でなければならない。 2.2 プロジェクトで製造される主要機械は、国際公差等級（IT）に準拠し、かつ IT5 を超えずに製造できること。	A2
3.1.5.3 精密機械の修理	1. 精密機械の機能のために直接使用される主要部品の修理を有すること。 2. 機械修理人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代および運転資金を除く）が 100 万バーツ以上であること。	A 3 （法人 所得 税免 除金 額に 上限 なし）
3.2 科学機器の製造 3.2.1 高度技術を使用する科学機器の製造	科学機器は、パラメータ値を測定し、データ処理をして、その結果を自動表示することができるか、またはパラメータ値の自動測定・制御ができること。	A2
3.2.2 その他科学機器の製造		A3

業種	条件	恩典
3.3 医療器具・機器の範疇に入らないレンズの製造 3.3.1 同プロジェクト内にガラス溶解に続く成形工程を有するレンズの製造 3.3.2 レンズの製造（例： カメラレンズなど） 3.3.3 サングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）、眼鏡フレームおよびその部品	医療機器関連法律上で医療機器の範疇に入らないレンズであること。 医療機器関連法律上で医療機器の範疇に入らないレンズであること。またサングラスレンズ、美容用コンタクトレンズ（Cosmetic Lenses）、眼鏡フレームおよびその構成部品でないものとする。	A3 A4 B
3.4 エンジン、機器および部品の製造 3.4.1 自動車用エンジンの製造 3.4.2 オートバイ用エンジンの製造 3.4.2.1 総排気量が 248cc 以上のオートバイ用エンジンの製造	1. 下記の 5 部品中 4 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド 2. エンジン組立事業 1. 総排気量が 248cc 以上 500cc 未満のオートバイ用エンジンの製造は、内製または委託製造を問わずタイ国内で下記の 6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッド 2. 総排気量が 500cc 以上のオートバイ用エンジンの製造は、内製または委託製造を問わずタイ国内で下記の 6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッド 3. エンジン組立事業	A3 A4 A3 A3 A4

業種	条件	恩典
3. 4. 2. 2 総排気量が 248cc 以下のオートバイ用 エンジンの製造	1. シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッドを成形加工すること。	A3
	2. エンジン組立事業	A4
3. 4. 3 機械用エンジンの製造	1. 下記の 6 部品中 2 部品以上を成形加工すること。シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、カムシャフト、コネクティングロッド	A3
	2. エンジン組立事業	A4
3. 4. 4 ユニバーサルエンジンまたはその機器の製造	1. シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクケース、クランクシャフト、カムシャフト及び、コネクティングロッドを成形加工すること。	A3
	2. エンジン組立事業	A4
3. 4. 5 エンジンシステムの機器または部品 (Engine System Parts) の製造		
3. 4. 5. 1 クランクシャフトの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3. 4. 5. 2 カムシャフトの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3. 4. 5. 3 ギアの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3. 4. 5. 4 ターボチャージャーの製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. ターボチャージャーの組み立ての場合	A3 A4
3. 4. 5. 5 ターボチャージャー部品の製造：タービンブレード、タービンハウジング、およびベアリングハウジング	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3. 4. 5. 6 シリンダーヘッドの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3. 4. 5. 7 シリンダーブロックおよびクランクケースの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
	委員会が同意した部品成形工程を有すること	

業種	条件	恩典
3.4.5.8 コネクティングロッドの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.9 バルブの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.10 ピストンの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.11 スターターモーターまたは部品の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.12 オルタネーターまたは部品の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.13 ロッカーアームの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.4.5.14 ウェイストアクチュエータの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5 自動車部品の製造		
3.5.1 高度技術を使用する自動車品の製造		
3.5.1.1 触媒コンバーターの担体(Substrate)の製造		A2
3.5.1.2 電子制御燃料噴射システムの製造		A2
3.5.1.3 トランスミッションの製造		A2
3.5.1.4 電子制御ユニット(ECU)の製造		A2
3.5.2 安全部品 (Safety Parts)の製造		
3.5.2.1 アンチロックブレーキ装置(ABS) または電子制御ブレーキシステム(EBD)の機器もしくは構成部品の製造		A2
3.5.2.2 エアバッグ/ 安全ベルトの製造		A4
3.5.2.3 エアバッグインフレーター、ガス発生器、ガス発生剤の製造		A3
3.5.2.4 エアバッグ部品の製造：イニシエータ、クーラントフィルタ		A4

業種	条件	恩典
一、およびイグナイター		
3.5.2.5 安全ベルト部品の製造：インターロック、リトラクター、およびバックル		A4
3.5.3 乗り物向けの各システムの制御または効率化のための電子機器の製造		
3.5.3.1 電子安定性制御 (ESC) の製造		A2
3.5.3.2 回生ブレーキシステムの製造		A2
3.5.3.3 アイドリングストップシステムの製造		A2
3.5.3.4 自動緊急ブレーキシステム (Autonomous Emergency Braking System) の製造		A2
3.5.3.5 自動車向けの他の電子機器の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A2
3.5.4 電気自動車用備品の製造		
3.5.4.1 バッテリーの製造	1. セル (Cell) 製造工程を有する場合、国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A1
	2. モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合、国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A2
	3. モジュールを導入しバッテリーパックを製造する場合	A3
3.5.4.2 トラクションモーターの製造		A2

業種	条件	恩典
3.5.4.3 電気式空調システムの製造：コンプレッサー		A2
3.5.4.4 バッテリーマネージメントシステム（BMS）の製造		A2
3.5.4.5 運転制御システムの製造		A2
3.5.4.6 車載充電器の製造		A2
3.5.4.7 充電ケーブル、コネクセント、コネクタの製造		A2
3.5.4.8 DC/DC コンバータの製造		A2
3.5.4.9 インバータの製造		A2
3.5.4.10 電気自動車用移動式充電器の製造		A2
3.5.4.11 電気式遮断器の製造		A2
3.5.4.12 EV スマート充電システムの開発		A2
3.5.4.13 電気バス、電気トラック用のフロントビーム・バックビームの製造		A2
3.5.4.14 高電圧ハーネス（High Voltage Harness）の製造		A2
3.5.4.15 減速ギア（Reduction Gear）の製造		A2
3.5.4.16 バッテリー冷却システム（Battery Cooling System）の製造		A2
3.5.4.17 回生ブレーキシステム（Regenerative Braking System）の製造		A2

業種	条件	恩典
3.5.5 乗り物のゴムタイヤの製造		A2
3.5.6 燃料システム部品 (Fuel System Parts) の製造		
3.5.6.1 燃料ポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.2. 噴射ポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.3 インジェクタの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A3
3.5.6.4 燃料パイプ/ チューブの製造		A4
3.5.7 トランスミッションシステム部品 (Transmission System Parts) の製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. 委員会が同意した組み立て工程を有する場合	A3 A4
3.5.8 ブレーキシステムおよびその部品 (Brake System & Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.9 サスペンションシステム部品 (Suspension System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.10 ステアリングシステム部品 (Steering System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.11 冷却装置部品 (Cooling System Parts) の製造		
3.5.11.1 ウォータポンプの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.11.2 ラジエーターやエアクーラーなどの熱交換器 (Heat Exchanger) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.12 排気装置部品 (Exhaust System Parts) の製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.13 空調システム部品 (Air Conditioning System Parts) の製造		
3.5.13.1 エアコンプレッサーの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3.5.13.2 コンデンサー/コンデンサーコイルの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4

業種	条件	恩典
3. 5. 13. 3 エバポレーター/冷却コイルの製造	委員会が同意した部品成形工程を有すること。	A4
3. 5. 14 高張力鋼車体部品の製造	引張強度 (Ultimate Tensile Strength: UTS) が 700 メガパスカル (MPa) 以上の鉄鋼を使用すること。	A4
3. 5. 15 乗り物用ローラーベアリングの製造	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. ローラーベアリングの組み立て工程を有する場合	A3 A4
3. 5. 16 総排気量が 248cc. 以上のもの用のオートバイフレームの製造 (電動バイフレームおよび電動自転車フレーム)	1. 委員会が同意した最新の部品成形または溶接組立工程を有すること。 2. 電動自転車フレームの製造の場合、アルミニウム合金 (ALUMINUM ALLOY)、クロムモリブデン合金鋼 (CHROMIUM MOLYBDENUM ALLOY STEEL)、チタン合金 (TITANIUM ALLOY)、炭素繊維 (CARBON FIBER) など軽量の素材を使用して製造すること。	A4
3. 5. 17 その他の乗り物部品の製造 (電動バイフレームおよび電動自転車フレーム)	1. 委員会が同意した部品成形工程を有する場合 2. その他の場合	A4 B
3. 6 一般自動車の製造		B
3. 7 オートバイの製造 (総排気量が 248cc. 未満のものを除く)	1. 内製または外注化を問わず国内で以下のエンジン部品の成形工程を有すること。 シリンダーヘッド、シリンダーブロック、クランクシャフト、クランクケース、カムシャフト、コネクティングロッド 1.1 総排気量が 248cc 以上 500cc 未満のオートバイを製造する場合、6 部品中、4 部品以上を成形加工すること。 1.2 総排気量が 500cc 以上のオートバイを製造する場合、6 部品中、2 部品以上を成形加工すること。 2. 自社で行うかまたは他社に外注するかを問わず構造的な溶接組立工程および吹付塗装工程を有すること。 3. 部品製造、部品利用の計画を投資委員会に提出し、同意を得ること。 <u>恩典</u> 1. 条件 1-3 を全て満たす場合	A3

業種	条件	恩典
	2. 条件 2-3 を満たす場合	B
3.8 Battery Electric Vehicle (BEV)、 Plug-In Hybrid Electric Vehicle (PHEV) 、 Hybrid Electric Vehicle (HEV)の電気自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造	1. 少なくとも BEV 型電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造プロジェクト、および自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーション開発計画 (バッテリー式電気自動車の製造のみ) 、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. タイ国内販売の電気自動車の場合は、以下の基準および規則に従うこと。 2.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 2.2 少なくとも ABS システムおよび ESC システム (UN R13H W/ABS&ESC) を有するアクティブセーフティー (Active Safety) の安全基準 2.3 前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 2.4 EURO 5 レベル以上の排出ガス規制 (UN R83) (HEV および PHEV 電気自動車のみ) 2.5 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 尚、バッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の場合は、前面衝突および側面衝突による事故発生時の乗員保護基準 (UN R94 & UN R95) 等に関係のない製品基準の条件を免除する。	

業種	条件	恩典
	3. プラットフォームには蓄電システム (Energy Storage System)、充電モジュール (Charging Module)、フロント/リアアクスルモジュール (Front & Rear Axle Module) を有すること。 4. 奨励証書発給日より 3 年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造することで、認可された全種類の電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造を開始すること。 5. 電気自動車製造開始日より 3 年以内に、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システムの三つの中で少なくとも一つ以上の主要部品を追加で製造すること。 6. HEV および PHEV 自動車の場合は、電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より 3 年以内に更に業種 3.5.4 電動の乗り物用備品の製造に基づく少なくとも 2 つ以上の部品を製造すること。 7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 8. BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システム等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が 50 億バーツ以上の場合は以下の恩典を付与する。 - PHEV 自動車の製品向け - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製品向け、および定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/	A4 A2

業種	条件	恩典
	または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 9. BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造および、自社と部品メーカー (Suppliers) を含む重要部品 (バッテリー、トラクションモータ、バッテリーマネジメントシステム (BMS) および運転制御システム等) の製造の総合プロジェクト (Package) の土地代および運転資金を除く投資規模が 50 億万バーツ未満の場合は以下の恩典を付与する。 - PHEV 自動車の製品向け - BEV 自動車およびバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製品向け <u>追加恩典</u> 9.1 電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より 3 年以内に基本条件よりも BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の重要部品 (バッテリーを除く) を追加製造する場合は法人所得税免除期間を 1 つにあたり 1 年間追加する。 9.2 電気自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の製造開始日より 3 年以内に BEV 自動車および/またはバッテリー式電気自動車専用のプラットフォーム (BEV Platform) の年間の実際生産量 (Actual Production) が 1 万台を超える場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。 9.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 10. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。	A4 A4

業種	条件	恩典
	11. 国際標準省エネ自動車（ECO-CAR）事業の被奨励者の場合は、プロジェクトの全種類の電気自動車生産量を国際標準省エネ自動車事業の実際生産量（Actual Production）とする。尚、国内市場向けに製造される自動車は国際標準省エネ自動車事業で定められた環境条件を満たすこと。	
3.9 バッテリー型電気バイクの製造	1. バッテリー型電気バイクの製造プロジェクトと、自社または他のメーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1 年目から 3 年目までの電気バイク製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーション開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練およびに技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. 奨励証書発給日より 3 年以内にバッテリー型電気バイクと、バッテリーを製造すること。 3. タイ国内販売のバッテリー型電気バイクの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 3.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準 3.2 TISI 2720 または UN R75 規則に基づくタイヤ基準 3.3 UN R78 規則に基づく ABS または CBS ブレーキシステム基準 3.4 タイ工業規格協会、陸上輸送局等の関連機関によって定められるその他の基準および規則 4. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 5. <u>追加恩典</u> 5.1 奨励証書発給日より 3 年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッ	A4

業種	条件	恩典
	テリーを製造する場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。 5.2 奨励証書発給日より 3 年以内にトラクションモーター、バッテリーマネージメントシステム (BMS) および運転制御システムのその他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を 1 部品あたり 1 年間追加する。 5.3 技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対する競争力向上のための追加恩典に定められた基準に基づき追加恩典の申請が可能。 6. 工業用地開発のための追加恩典は対象外とする。	
3.10 バッテリー型電気三輪車の製造およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム	1. バッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーションへの関連計画 (バッテリー式電気三輪車の製造のみ)、1 年目から 3 年目までの電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51% 以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. プラットフォームには蓄電システム (Energy Storage System)、充電モジュール (Charging Module)、フロント/リアアクスルモジュール (Front & Rear Axle Module) を有すること。 3. 奨励証書発給日より 3 年以内にバッテリー型電気三輪車および/またはバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。	A4

業種	条件	恩典
	4. タイ国内販売のバッテリー型電気三輪車およびバッテリー式電気三輪車専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 4.1 UN R136 規則に基づく送電システムの安全基準 4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. <u>追加恩典</u> 6.1 奨励証書発給日より3年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を1年間追加する。 6.2 奨励証書発給日より3年以内にトラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を1つにあたり1年間追加する。 6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。	
3.11 バッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バス・電気トラック専用のプラットフォームの製造	1. バッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までのバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、充電ステーションまたはバッテリー交換ステーションの開発計画（バッテリー型電気バス・電気	A4

業種	条件	恩典
	トラックの製造のみ）、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が 51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー（Local Supplier）に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画（Package）を提出すること。 2. プラットフォームには蓄電システム（Energy Storage System）、充電モジュール（Charging Module）、フロント/リアアクスルモジュール（Front & Rear Axle Module）を有すること。 3. 奨励証書発給日より 3 年以内にバッテリー型電気バス・電気トラックおよび/またはバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォーム、並びにバッテリーを製造すること。 4. タイ国内販売のバッテリー型電気バス・電気トラックおよびバッテリー型電気バスまたは電気トラック専用のプラットフォームの場合は、以下の基準および規則に従うこと。 4.1 UN R100 規則に基づく送電システムの安全基準 4.2 タイ工業規格事務局、陸上輸送局等の関連機関に基づき定めるその他の基準および規則 5. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 6. <u>追加恩典</u> 6.1 奨励証書発給日より 3 年以内にモジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する段階からバッテリーを製造する場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。 6.2 奨励証書発給日より 3 年以内にトラクションモータ、バッテリーマネージメントシステム（BMS）および運転制御システム等その他の重要部品を追加製造する場合は法人所得税免除期間を 1 つに当たり 1 年間追加する。 6.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開	

業種	条件	恩典
	発および/または高度技術のトレーニングに対して追加恩典の申請が可能。 7. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。	
3.12 電動自転車 (ELECTRIC BICYCLE いわゆる E-BIKE) の製造	1. (1) 電動自転車の製造プロジェクト、(2) 自社または他社メーカーのバッテリー製造プロジェクト、そして (3) 使用済みのバッテリーの処理計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。 2. 奨励証書発給日より 3 年以内に電動自転車およびバッテリーを製造すること。 3. アルミニウム合金 (Aluminium Alloy)、クロムモリブデン合金鋼 (Chromium-Molybdenum Alloy Steel)、チタン合金 (Titanium Alloy)、炭素繊維 (Carbon Fiber) など軽量の素材からの電動自転車フレームを使用すること。 4. 本プロジェクトで製造する電動自転車は、EN15194 の標準または相当する規格に従うこと。 5. 電動自転車に使用するバッテリーは環境にやさしい技術であること。 6. 本プロジェクトで電気自転車とともに自転車を製造することが許されるが、自転車は法人所得税の免除恩典の対象外とする。 7. 適切な理由が無い限り、機械の輸入期限の延長は認められない。 8. 追加恩典 8.1 奨励証書発給日より 3 年以内にトラクションモータを製造する場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。 8.2 奨励証書発給日より 3 年以内に軽量の素材からの電動自転車フレームを製造する場合は法人所得税免除期間を 1 年間追加する。 8.3 定められた基準に基づき競争力向上のために技術およびイノベーションの研究開発に対して追加恩典の申請が可能。 9. 工業用地開発のための追加恩典の対象外とする。	A4

業種	条件	恩典
3.13 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) および燃料電池システム (Fuel Cell System) 用の備品の製造 3.13.1 燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造 3.13.2 燃料電池システム (Fuel Cell System) 用の備品の製造	燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造の場合、燃料電池電気自動車 (Fuel Cell Electric Vehicles : FCEV) の製造プロジェクト、並びに自社または他社メーカーの燃料電池 (Fuel Cell) の製造プロジェクト、機械の輸入および据え付け計画、1年目から3年目までの製造計画、その他の部品の製造または調達計画、水素燃料ステーション (Hydrogen Fueling Station) の開発計画、使用済みのバッテリーの処理計画、およびタイ国籍者が51%以上株式を保有する国内の原材料または部品メーカー (Local Supplier) に対する技術訓練および技術支援の育成計画を含めた総合計画 (Package) を提出すること。	A2 A2
3.14 燃料電池 (Fuel Cell) およびその部品の製造		A2
3.15 造船または船舶の修理 3.15.1 500 グロストン以上の造船または修理 3.15.2 500 グロストン未満の造船または修理 (エンジンや機器を搭載している金属船またはファイバークラス船のみ)	操業開始期限日から2年以内 ISO14000 の認証を取得すること。 操業開始期限日から2年以内 ISO14000 の認証を取得すること。	A2 A2
3.16 列車、鉄道 (レール) システム用の機器または部品の製造および／あるいは修理 3.16.1 客車や貨車などの車両の製造 3.16.1.1 エンジニアリングデザインを有する客車や貨車などの車両の製造	1. エンジニアリングデザインの工程を有すること。 2. 国際規格または関連政府機関の規定に従うこと。	A1

業種	条件	恩典
3. 16. 1. 2 客車や貨車などの 車両の製造	国際規格または関連政府機関の規定に従うこと。	A2
3. 16. 2 列車、あるいは鉄道（レール）システム用の機器または部品の修理	高度技術によるオーバーホール（Overhaul）及び修理（Repair）設備を有すること。	A3 （法人所得税免除金額に上限なし）
3. 16. 3 鉄道（レール）システム用の機器または部品の製造	1. 委員会が同意した組み立て工程を有すること。 2. 以下の通り鉄道（レール）システム用の機器または部品の製造すること。 1) 主構造 2) 旅客車 3) 運転室および装置 4) ボギー 5) ブレーキシステム及び／あるいは主要部品 6) 車両の連結装置 7) 空調・排気システム及び／あるいは主要部品 8) コンプレッサー・送風システム及び／あるいは主要部品 9) ドアシステム及び／あるいは主要部品 10) 照明システム及び／あるいは主要部品 11) 通信および監視システム及び／あるいは主要部品 12) 制御および信号システム及び／あるいは主要部品 13) 電気および給電システム及び／あるいは主要部品 14) レールまたはレールの部品	A2
3. 17 電気自動車用の充電スタンドサービス（Charging Station）およびバッテリー交換ステーション（Battery Swapping Station）		

業種	条件	恩典
3. 17. 1 充電スタンドサービス	1. 器材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム（EV SMART CHARGING SYSTEM）開発計画、または充電システムを、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社（MEA）、地方配電公社（PEA）、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. 以下のように恩典を付与する。 - 直流出力で充電を行う急速充電器（QUICK CHARGE）が 25% 以上である 40 個以上の充電器を持つ場合 - その他の場合	A3
3. 17. 2 バッテリー交換サービスステーション（Battery Swapping Station）	1. 機材および部品調達計画を提出すること。 2. 電気自動車スマートチャージングシステム（EV Smart Charging System）開発計画、または充電システム、充電システムネットワーク管理のための統合型プラットフォームもしくは集中型プラットフォームに連携する計画を提出すること。 3. エネルギー省、首都圏配電公社（MEA）、地方配電公社（PEA）、工業省などの関連機関の基準および安全に関する法規制または規定に従うこと。 4. バッテリーに関しては、第 28 条に基づく恩典が付与されない。	A4 A3
3. 18 航空機または宇宙関連機器		
3. 18. 1 航空機、その備品または部品の製造または修理		
3. 18. 1. 1 航空機またはその部品の製造	機体、航空機の基幹部品、周辺機器、および／またはその他部品など航空機またはその部品を製造すること。	A1
3. 18. 1. 2 航空機内用品または器具の製造	座席、救命胴衣、トロリー、または調理器具など航空機内用品または器具を製造すること。但し、消耗および再利用可能な用品または資材を除く。	A3
3. 18. 1. 3 航空機またはその部品の修理	国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条	A2

業種	条件	恩典
3. 18. 1. 4 航空機内用品、器具の修理 3. 18. 1. 5 メンテナンスおよび地上支援用機材の製造 (Ground Support Equipment)	に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。 消耗および再利用可能な用品または資材の修理を奨励対象外とする。 1. 旅客輸送サービス用バス (Bus or Passenger Transport Vehicles)、空港手荷物トロリー (Airport Trolley)、ベルト (Aviation Belt)、および貨物パレット (Air Transport Aviation Freight Pallet) の製造を奨励対象外とする。 2. プロジェクトに部品の成形工程および／またはエンジニアリングデザインを有する場合 3. 委員会が同意した組み立て工程を有する場合	A4 A3 A4
3. 18. 2 宇宙関連のデザインおよび開発機器の製造、並びに宇宙関連サービス 3. 18. 2. 1 宇宙関連機器の製造 3. 18. 2. 2 人工衛星またはあらゆる宇宙物体用機械部品 (Mechanical Parts) および／または電子部品 (Electronic Parts) の製造 3. 18. 2. 3 人工衛星および地上局に携わるシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発 3. 18. 2. 4 宇宙輸送サービス (Launching	1. 宇宙機、人工衛星、誘導ロケットおよび宇宙機の駆動システムなど、宇宙関連機器を製造すること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90% の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。 衛星プラットフォーム用システムまたはソフトウェア、重量 (Payload) システム、検索システム、宇宙ゴミ (Space Debris) 防止システム、および宇宙航法システムなどのシステムまたはソフトウェアのデザインおよび開発であること。	A1 A2 A1 A1

業種	条件	恩典
Services) または輸 送制御システムの製 造 3. 18. 2. 5 宇宙関連支援	人工衛星および宇宙物体の試験室および／または部品認証などの宇宙支援関連事業であること。	A2
3. 19 国防用乗物および兵器システム、並びにその部品の製造および/または修理	1. 戦車、装甲車、戦闘車両、または戦闘支援車両の、国防用乗物および兵器システムを製造すること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。	A2
3. 20 国防用無人システム (Unmanned System) 並びにその部品の製造および/ または修理 3. 20. 1 無人地上システム (Unmanned Ground System : UGS) 並びにその部品の製造および/ または修理	1. 無人陸上車両 (Unmanned Ground Vehicle:UGV) 、軍事作戦用ロボット、および小型ロボットなど無人地上システム (Unmanned Ground System : UGS) を製造すること。 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能、電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。	A1
3. 20. 2 無人海事システム (Unmanned Maritime	1. 無人水上艦 (Unmanned Surface Vehicle: USV) 、および無人潜水艦 (Unmanned Underwater Vehicle: UUV) など無人海事シ	A1

業種	条件	恩典
System: UMS) 並びにその部品の製造および/ または修理	システム (Unmanned Maritime System: UMS) を製造すること。 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能、電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。	
3. 20. 3 無人航空システム (Unmanned Aircraft System: UAS) 並びにその部品の製造および/ または修理	1. 固定翼無人航空機 (Fixed Wing)、回転翼無人航空機 (Rotor)、およびハイブリッド無人航空機 (Fixed Wing/Rotor) など無人航空システム (Unmanned Aircraft System: UAS) を製造すること。 2. 機体、ロボットアーム、ロボットハンド、通信システム、カメラシステム、人工知能、電気系統、電池など無人システム (Unmanned System) の部品を製造すること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。	A1
3. 21 国防用兵器、および訓練器材、またはその部品の製造および/ または修理 3. 21. 1 兵器の製造および/ または修理 3. 21. 1. 1 鉄砲およびその部品の製造および/ または修理	1. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。	A2

業種	条件	恩典
	2. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 3. 仏暦 2550 年（2007 年）民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 4. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51%以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年（2019 年）国防技術法に基づき除外される。	
3. 21. 1. 2 銃弾およびその部品の製造 3. 21. 1. 3 ロケット弾およびその部品の製造及びロケットの修理	1. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 2. 仏暦 2550 年（2007 年）民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 3. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51%以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年（2019 年）国防技術法に基づき除外される。 1. 制御システム、発射車両または飛翔体誘導システムを含むロケット弾を製造すること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 仏暦 2550 年（2007 年）民間兵器生産工場法に基づき許可されること。 5. タイ国籍者の持ち株が登録資本金の 51%以上であること。ただし、タイ防衛技術研究所が設立したまたは共同で設立した企業の場合は、仏暦 2562 年（2019 年）国防技術法に基づき除外される。	A2 A2

業種	条件	恩典
3. 21. 2 訓練シミュレーターおよび仮想現実訓練システム、並びにその部品の製造および／または訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システムの修理	1. 戦用乗物の仮想現実訓練システム、兵器の仮想現実訓練システム、個人または分隊用火器射撃の練習場システム、および統合戦域レベル・シミュレーション（JTLS）など、訓練シミュレーターまたは仮想現実訓練システムであること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。 4. 自社でのシステム設計またはソフトウェア開発を有すること。	A1
3. 22 戦闘支援器材の製造および／または修理	1. 防弾チョッキ、防弾版または防弾シールドなど戦闘支援器材を製造すること。 2. 国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された、試験に合格した、または製品の基準を満たしていると認定されること。 3. 修理の場合は、重整備または高度技術で修理すること。なお、国防省傘下の機関またはタイ防衛技術研究所によって承認された基準を満たしていること。	A2

4 類 電子・電気機器産業

業種	条件	恩典
4.1 電子設計 例：マイクロエレクトロニクス、光エレクトロニクス、組み込みシステム	1. 電子設計人員の給与費用が年間最低 150 万パーツ以上かつ新規雇用、または投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万パーツ以上であること。 2. 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの販売に対する法人所得税免除の恩典使用の申請書を提出する際に次のいずれか一つの証拠が必要となる。 - 被奨励事業に直接関連する製品またはサービスの特許。 - 国立科学技術開発庁または各製品またはサービスの関連機関によって発行されたプロジェクトの電子設計であることを示す製品またはサービスの証明書	A1
4.2 電子製品、その備品および部品の製造 4.2.1 ウエハの製造 4.2.2 半導体および集積回路の製造または試験 4.2.2.1 大規模投資となる半導体および集積回路の製造または試験	委員会が同意した製造工程を有すること。 1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。（Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む） 2. 集積回路（Integrated Circuit）の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する	A1+ (免除金額に上限なしで法人所得税を 13 年間免除する。) A2

業種	条件	恩典
4.2.2.2 半導体および集積回路の製造または試験	投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。 3. 製造または試験に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が 15 億バーツ以上であること。 1. 半導体および集積回路の部品の製造または試験を行うこと。（Wafer Grinding、Sawed Dice、Wafer Testing、IC Testing、IC Module など製造工程の間に発生するまたは製造工程を有する製品を含む） 2. 集積回路（Integrated Circuit）の製造および試験に使用される既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A3
4.2.3 受動部品（Electronic Passive Component）の製造 例：抵抗器、コンデンサ、インダクタ		
4.2.3.1 大規模投資となる表面実装デバイス（Surface Mount Device）タイプの受動部品の製造	製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が 15 億バーツ以上であること。	A2
4.2.3.2 表面実装デバイス（Surface Mount Device）タイプの受動部品の製造		A3
4.2.3.3 スルーホールデバイス（Through Hole Device）タイプの受動部品の製造		A4

業種	条件	恩典
4.2.4 回路基板および／またはその部品の製造		
4.2.4.1 高密度相互接続 (High Density Interconnect) のプリント基板 (Printed Circuit Board) の製造	委員会が同意した機械投資および製造工程を有すること。	A2
4.2.4.2 大規模投資となるフレキシブルプリント基板、多層プリント基板またはその部品の製造	製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が15億パーツ以上であること。	A2
4.2.4.3 フレキシブルプリント基板、多層プリント基板またはその部品の製造		A3
4.2.4.4 フレキシブルプリント基板またはその部品の製造		B
4.2.5 一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造		
4.2.5.1 大規模投資となる一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造	1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。 2. 製造に使用される機械投資（設置費および試運転費を含む）が5億パーツ以上であること。	A3
4.2.5.2 ライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A4

業種	条件	恩典
4.2.5.3 一般プリント回路板組立 (PCBA) または同一プロジェクトに PCBA の製造工程を有す製品の製造		B
4.2.6 プリンテッド・エレクトロニクス (Printed Electronics) の製造		
4.2.6.1 1 種類以上の印刷用インクを使用するプリンテッド エレクトロニクスの製造		A2
4.2.6.2 1 種類の印刷用インクを使用するプリンテッド エレクトロニクスの製造		A4
4.2.7 データ保存・記憶装置の製造		
4.2.7.1 Solid State Drives の製造	1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。 2. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A2
4.2.7.2 先進技術 HDD および／またはその主要部品	1. HDD 製造はデータ面密度 (Areal Density) が平方インチ当たり 2,000 ギガバイト以上であること。 2. Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。 3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	A2
4.2.7.3 HDD および／またはその主要部品	1. HDD および／またはスピンドルモータ、サスペンション、ヘッドジンバルアセンブリ、ボイスコイルモーターなどの主要部品を製造すること。 2. Top Cover または Base Plate または Peripheral の製造を奨励対象外とする。	A3

業種	条件	恩典
4. 2. 7. 4 HDD の他の部品の製造 例：Top Cover 、 Base Plate、Pin、およびFilter 4. 2. 7. 5 外付け HDD および USB フラッシュドライブなどの他の記憶装置の製造 4. 2. 8 蓄電装置（Energy Storage）の製造 4. 2. 8. 1 セル製造工程を有する場合の高密度蓄電池（High Density Battery）の製造 4. 2. 8. 2 モジュールやバッテリーパックの製造などに、セルを導入し製造開始する場合の高密度蓄電池（High Density Battery）の製造	3. 既存機械の改修に対する投資は、投資プロジェクトの一部とみなすが、既存機械の取得費用は法人所得税免税対象金額に含めない。	
		A4
	同一プロジェクトにライン全体で表面実装（Surface Mount Technology）技術を使用するPCBA 組み立て工程を有すること。	A4
	1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度（Specific Energy Density）が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数（Cycle）が 500 回以上であること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90%の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A1
	1. 以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度（Specific Energy Density）が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数（Cycle）が 500 回以上であること。 2. 国内で製造されていない部品または原材料を対象とし 5 年間にわたり 90%の割合で、第 30 条に基づく原材料および必要資材の輸入税減税の恩典を付与する。なお、原材料の最初の輸入日より 1 年毎に認可する。	A2

業種	条件	恩典
4.2.8.3 モジュールを導入し バッテリーパックを 製造する場合の高密 度蓄電池 (High Density Battery) の 製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つ高密 度蓄電池を製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 150 Wh/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 500 回以上であるこ と。	A3
4.2.8.4 スーパーキャパシタ の製造	以下の通りに委員会が同意した特性を持つスー パーキャパシタを製造すること。 1) エネルギー密度 (Specific Energy Density) が 10,000 W/kg 以上であること。 2) 充電回数 (Cycle) が 10,000 回以上である こと。	A2
4.2.8.5 その他の電池の製造	鉛蓄電池 (Lead-Acid Battery) の製造を奨励対 象外とする。	B
4.2.9 フラットパネルディスプレ ーおよびその部品の製造		
4.2.9.1 フラットパネルデ ィスプレーまたはそ の主要部品の製造	1. バックライトパネル、拡散板 (Diffuser) 、 LCD フィルム、電極 (Electrode) 、偏光フィ ルム (Polarizing Film) などフラットパネル ディスプレイまたはその主要部品を製造する こと。	A3
4.2.9.2 その他のフラット パネルディスプレイ の部品の製造	2. 委員会が同意した製造工程を有すること。	B
4.2.10 電磁製品 (Electro- Magnetic Product) および その部品の製造		A4
4.2.11 周辺機器の部品および通 信ケーブルの製造		
4.2.11.1 光ファイバー (Optical Fiber) の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A2
4.2.11.2 光ファイバー、光 学デバイス、およ び電気光学デバイ スの部品の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A3
4.2.11.3 同プロジェクト内 に金属または電気 伝導体の成形に続		A4

業種	条件	恩典
く成形工程を有するその他の周辺機器の部品および通信ケーブル製造		
4. 2. 11. 4 その他の周辺機器の部品および通信ケーブル製造		B
4. 2. 12 ソーラーシステムの部品または備品の製造		
4. 2. 12. 1 太陽電池および/または太陽電池原材料の製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。	A2
4. 2. 12. 2 同一プロジェクトで製造する太陽電池からのソーラーパネルの製造	委員会が同意した製造工程とエネルギー収率を有すること。	A2
4. 2. 13 スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)		
4. 2. 13. 1 大規模投資となるスマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)	1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。 - 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 - ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 - その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。 3. 機械投資（設置費および試運転費を含む）が15 億バーツ以上であること。 4. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装（Surface Mount Technology）技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A2

業種	条件	恩典
4. 2. 13. 2 スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスの製造 (Smart Electrical Appliances and Smart Electronics)	1. スマート・エレクトロニクス・アプライアンスおよびスマート・エレクトロニクスは以下の性質を有しなければならない。 - 主要部品としてデータ検出・受信ができる電子部品を有する。 - ワイヤレス通信システムを通じて他の装置もしくは機器、またはネットワークに接続することができる。 - その装置もしくは機器の本体にオペレーティングシステムまたは処理システムが組み込まれる。 2. 電源プラグ、照明器具および電球の製造を奨励対象外とする。 3. <u>追加恩典</u> 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有する場合、さらに 1 年間法人所得税を免除する。	A3
4. 2. 14 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造		
4. 2. 14. 1 同一プロジェクトで製造する PCBA からのオーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A3
4. 2. 14. 2 オーディオビジュアル製品 (Audio Visual Product) およびその部品の製造		A4
4. 2. 15 事務用電子機器およびその部品の製造		
4. 2. 15. 1 同一プロジェクトで製造する PCBA からの事務用電子	同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程を有すること。	A3

業種	条件	恩典
機器およびその部品の製造		
4. 2. 15. 2 事務用電子機器 およびその部品の製造		A4
4. 2. 16 通信機器およびワイヤレス通信システム (Telecom and Wireless) の製造		
4. 2. 16. 1 光モジュール、 光デバイス、電気光学モジュールまたは電気光学デバイスの製造	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程 2. 光チップの溶接組立工程	A3
4. 2. 16. 2 同一プロジェクトで製造する PCBA を使用するまたは部品の成形工程を有するオフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造 例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装 (Surface Mount Technology) 技術を使用する PCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程	A3
4. 2. 16. 3 オフィスおよび家庭用ネットワークデバイスの製造 例：ルーター、アクセスポイント、ネットワークスイッチ、リピーター、エクステンダー、ゲートウェイ		A4

業種	条件	恩典
4. 2. 17 電子測定機器およびその部品の製造		
4. 2. 17. 1 同一プロジェクトで製造する PCBA を使用するまたは部品の成形工程を有する電子測定機器およびその部品の製造	以下のいずれか一つの製造工程を有すること。 1. 同一プロジェクトにライン全体で表面実装（Surface Mount Technology）技術を使用する PCBA 組み立て工程 2. 部品の成形工程	A3
4. 2. 17. 2 電子測定機器およびその部品の製造		A4
4. 2. 18 電源、コンバーター、インバーターまたは充電器の製造		
4. 2. 18. 1 操作制御プログラムがある電源、コンバーター、インバーターまたは充電器の製造	以下の製造工程を有すること。 1. プリント基板のパターン設計（PCB Design） 2. 同一プロジェクトで操作制御プログラムをインストールすること	A3
4. 2. 18. 2 操作制御プログラムを有する電源、コンバーター、インバーターまたは充電器の製造	委員会が同意した製造工程を有すること。	A4
4. 2. 19 製造にマイクロテクノロジーを使用した製品	以下の工程のをいずれか一つ有しなければならない。 1. 微小電気機械システム（Microelectromechanical Systems: MEMS）、マイクロエレクトロニクス、マイクロセンサーなどの微細加工技術（Microfabrication Technology）を使用した製品であり、またはマイクロコイル、マイクロマグネット、マイクロコンポーネント、マイクロローター、マイクロセラミック、ブラシレスモーターなどの、製造にマイクロテクノロジーを使用した製品であること。	A2

業種	条件	恩典
4.2.20 その他電子製品およびその部品の製造	2. プロジェクトで使用される主要機械は、国際公差等級（IT）に準拠し IT5 を超えないよう、製造ができること。	B
4.3 電気製品、品の製造 4.3.1 電気製品の製造 (Electrical Appliance)	1. エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、乾燥機を製造すること。 2. エネルギー省の高効率規格（省エネラベル５番）または他の同等のエネルギー効率規格を得る商品であること。	A4
4.3.2 周辺機器及び電線の部品 4.3.2.1 同プロジェクト内に金属または電気伝導体の成形に続く成形工程を有する周辺機器の部品および電線の製造 4.3.2.2 その他の周辺機器の部品および電線の製造		A4 B
4.3.3 変圧器の製造 4.3.4 遮断器の製造 4.3.4.1 成形工程を有する遮断器の製造 4.3.4.2 遮断器の製造	コイル巻き上げ工程を有すること。 成形工程を有すること。	A4 A4 B
4.3.5 電気製品用コンプレッサーおよび／またはモーターの製造 4.3.6 その他電気製品、電気機器、およびその部品の製造	プロジェクトにコイル巻き上げ工程またはステーターもしくはローターの製造工程を有すること。	A4 B

5 類 基 属 、 材 料 の 産 業

業 種	条 件	恩 典
5.1 対象の潜在的な鉱石の試掘、採 鉱、選鉱、製錬、冶金	投資奨励を申請する前に独占試掘許可証または 特別許可証を取得すること。	B
5.1.1 鉱物試掘		
5.1.2 対象の潜在的な鉱石の採 鉱、選鉱、製錬、冶金		
5.1.2.1 鉱石の採鉱	- 投資奨励を申請する前に、採掘事業免許（プ ラターンバット）または採掘代行許可証を取 得しなければならない。 - 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース （Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石 英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよ び国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の 鉱石に携わる事業であること。（建設業用工 業石を除く） - 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型 鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎 産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格 （CSR-DPIM）、またはその他の委員会が同意 した国際規格の認定証を取得すること。 - 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱 業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、ま たはその他の委員会が同意した国際規格の認 定証を取得すること。できない場合、法人所 得税免除恩典を1年間取り消される。 - 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイ ムで環境影響の監視および報告システムを有 すること。できない場合、法人所得税免除恩 典を1年間取り消される。 - 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選 鉱を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認 証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用 を、法人所得税免除額に算入することを認め る。 - 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマー トおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩	A2

業種	条件	恩典
	典を申請する場合、操業開始期限日までに 3 - 5 の条件を満たさなければならない。	
5.1.2.2 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱	1. 投資奨励を申請する前に、採掘事業免許（プラターンバット）または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 採掘許可証のエリア外での選鉱の場合、投資奨励を申請する前に、選鉱許可証を取得しなければならない。 3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース（Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 4. 操業開始期限日より 2 年以内に、環境配慮型鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格（CSR-DPIM）、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 5. 操業開始期限日より 2 年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。 6. 操業開始期限日より 2 年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を 1 年間取り消される。 7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く選鉱を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに 4 - 6 の条件を満たさなければならない。	A2

業種	条件	恩典
5.1.2.3 同プロジェクト内で、対象の潜在的な鉱石の採鉱および選鉱に続く製錬および／または冶金	1. 投資奨励を申請する前に、採掘事業免許（プラターンバット）または採掘代行許可証を取得しなければならない。 2. 採掘許可証のエリア外での製錬および／または冶金の場合、投資奨励を申請する前に、製錬および／または冶金許可証を取得しなければならない。 3. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース（Rare Earth）、貴金属（Precious Metal）、アルカリ金属（Alkali Metal）、石英（Quartz）、カリウム（Potash）などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。（建設業用工業石を除く） 4. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業（Green Mining）の認定証、または基礎産業鉱業局（DPIM）からの社会的責任規格（CSR-DPIM）、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 5. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局（DPIM）からのMining 4.0の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 6. 操業開始期限日より2年以内に、リアルタイムで環境影響の監視および報告システムを有すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 7. 同法人が対象の潜在的な鉱石の採鉱に続く鉱業を行う場合、基礎産業鉱業局（DPIM）が認証した採掘許可証通りの採鉱で発生した費用を、法人所得税免除額に算入することを認める。 8. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに4 - 6の条件を満たさなければならない。	A2
5.1.2.4 対象の潜在的な鉱石の選鉱、製錬、または冶金	1. 投資奨励を申請する前に、製錬許可証、または冶金許可証、または基礎産業鉱業局	A3

業種	条件	恩典
5.2 原料の製造 5.2.1 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造 5.2.1.1 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造、または同一プロジェクトにアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルの製造工程を有するアドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造	(DPIM) からのその他の許可証を取得しなければならない。 2. 対象の潜在的な鉱石、例えばレアアース (Rare Earth)、貴金属 (Precious Metal)、アルカリ金属 (Alkali Metal)、石英 (Quartz)、カリウム (Potash) などおよび国家鉱物管理政策委員会が定めたその他の鉱石に携わる事業であること。(建設業用工業石を除く) 3. 操業開始期限日より2年以内に、環境配慮型鉱業 (Green Mining) の認定証、または基礎産業鉱業局 (DPIM) からの社会的責任規格 (CSR-DPIM)、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。 4. 操業開始期限日より2年以内に、基礎産業鉱業局 (DPIM) からの Mining 4.0 の認定証、またはその他の委員会が同意した国際規格の認定証を取得すること。できない場合、法人所得税免除恩典を1年間取り消される。 5. 既存事業で被奨励か否かに関わらず、スマートおよび持続可能な産業への底上げ措置の恩典を申請する場合、操業開始期限日までに3 - 4 の条件を満たさなければならない。	A2

業種	条件	恩典
5.2.1.2 アドバンス・マテリアルあるいはナノ・マテリアルから作る製品の製造 5.2.2 ガラスまたはセラミックス製品の製造 5.2.2.1 特殊ガラス製品の製造 5.2.2.2 ガラス製品の製造	溶融および/ またはアニール工程を有すること。 溶融および/ またはアニール工程を有すること。	A3 A3 B
5.2.2.3 セラミックス製品の製造（土器およびセラミックスタイルを除く） 5.2.3 耐火材および断熱材の製造（軽量ブロックを除く） 5.2.4 石膏または石膏製品、およびセメントの製造 5.2.4.1 石膏または石膏製品の製造 5.2.4.2 セメントの製造	成形、焼成および/ またはアニール工程を有すること。 1. 委員会が同意した、クリーンで環境に優しい技術を使用すること。例えば 1.1 炭素回収と貯留（Carbon Capture and Storage: CCS）技術および/ または炭素回収と有効利用（Carbon Capture and Utilization: CCU）技術。 1.2 生産工程に再生可能エネルギーの使用。（太陽電池からの電力を除く） 2. 既存プロジェクトの場合、温室効果ガス排出量を削減することのみがスマートおよび持続可能な産業への底上げ措置下の環境負荷低減の面で恩典申請ができる。	B B B B
5.2.5 公共事業用建設資材およびプレストレスト・コンクリートの製造	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2
5.3 素材業における重点技術開発 5.3.1 先端素材開発	1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。	A1+ （上限無し）

業種	条件	恩典
5.3.2 ナノテクノロジー開発	2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。（例：技術研究コンソーシアム） 1. 委員会が同意した、製造工程またはサービス提供の基盤となる重点技術開発工程を有すること。 2. 委員会が定めた教育機関又は研究機関との協力形態で技術移転をすること。（例：技術研究コンソーシアム）	で10年間法人所得税を免除する) A1+ (上限無しで10年間法人所得税を免除する)
5.4 鉄鋼および金属の製造 5.4.1 川上の鉄鋼製品の製造：溶鉄(Pure Hot Metal)、銑鉄(Pig Iron)、海綿鉄(Sponge Iron, Direct Reduction Iron: DRI) および Hot Briquetted Iron (HBI) 5.4.2 川中の鉄鋼製品の製造：スラブ(Slab)、インゴット(Ingot)、ビレット(Billet) およびブルーム(Bloom) 5.4.2.1 同一プロジェクトに川上鉄鋼製品の製造工程を有する川中の鉄鋼製品の製造：スラブ(Slab)、インゴット(Ingot)、ビレット(Billet) およびブルーム(Bloom) 5.4.2.2 その他の場合の川中の鉄鋼製品の製造：スラブ(Slab)、インゴット(Ingot)、ビレット		A2 A2 A4

業種	条件	恩典
(Billet) およびブルーム(Bloom) 5.4.3 鉄鋼および／または川下の鉄鋼製品の製造 5.4.3.1 川下の高抗張力鋼 (High Tensile Strength Steel) の製造 5.4.3.2 同一プロジェクトに川上および川中铁鋼製品の製造工程を有する川下の鉄鋼製品の製造 5.4.3.3 工業用条鋼製品の製造：圧延形鋼、棒鋼、線材を含む	製品の引張強度が 700 メガパスカル(MPa) 以上であること。 金属加工成形工程を有すること。	A2 A2 A4
5.4.3.4 建設用棒状鉄製品の製造：圧延形鋼、棒鋼、線材を含む 5.4.3.5 工業用板製品の製造：熱間/ 冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/ 冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む 5.4.3.6 建設用板製品の製造：熱間/冷間圧延ステンレス鋼板、熱間/冷間圧延鋼板、およびメッキ鋼板を含む 5.4.3.7 ブリキ鋼板 (Tin Mill Black Plate) の製造 5.4.3.8 冷延電磁鋼板 (Electrical Steel) の製造 5.4.4 鉄パイプまたはステンレスパイプの製造 5.4.4.1 シームレスまたはセミシームレス鉄パイ	圧延工程または金属加工成形工程を有すること。	B A4 B A3 A3 A3

業種	条件	恩典
プ・ステンレスパイプの製造 5.4.4.2 その他のパイプの製造 5.4.5 金属粉末の製造（ショットブラスト用金属粉末を除く） 5.4.6 合金鉄の製造 5.4.7 鋳造鉄鋼部品の製造 5.4.7.1 ダクタイル鋳鉄部品の製造 5.4.7.2 その他鋳鉄部品の製造 5.4.8 鍛造による鉄鋼部品の製造 5.4.9 圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造による非鉄部品の製造 5.4.10 コイルセンター 5.4.11 金属部品を含む金属製品の製造 5.4.11.1 金属粉末から作る金属製品の製造	誘導電気炉（Induction Furnace）を使用すること。 誘導電気炉（Induction Furnace）を使用すること。 機械の輸入税が免除されない。 金属積層造形（Additive Manufacturing）および／または焼結工程を有すること	B A3 A4 A2 A3 A3 A4 B A3
5.4.11.2 鉄鋼製品または鉄部品の製造 5.4.11.3 3D プリンターによる金属製品の製造 5.4.11.4 金属部品を含む金属製品の製造 5.4.11.5 その他金属部品を含む金属製品の製造 5.4.12 メッキ、コーティング、表面処理 5.4.12.1 高度技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理 5.4.12.2 基礎的な技術を使用するメッキ、コーティング、表面処理	同一プロジェクト内に鋳造工程（誘導電気炉を使用する）または鍛造工程に続く金属成形工程を有すること。 同一プロジェクト内に圧延、引き抜き、押し出し、鋳造、鍛造工程に続く非鉄金属の成形工程を有すること。 マシニング、スタンピング、ベンディングなどの成形工程を有すること。 メッキ、コーティング、表面処理には、化学プロセスおよび／または電気プロセスを有すること。	A3 A3 A4 B A4 B

業種	条件	恩典
5.4.13 熱処理 (Heat Treatment)	製造工程にシアン(Cyanide) を使用しないこと。	A4
5.4.14 工業用金属製品の製造および組み立て (Fabrication Industry) または石油産業用プラットフォームの修理		
5.4.14.1 工業用金属製品の製造および組み立て (Fabrication Industry)	エンジニアリングデザイン工程を有すること。	A3
5.4.14.2 石油産業用プラットフォームの修理		A4
5.4.15 建設用もしくは工業用金属構造の製造 (Fabrication Industry)	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2

6 類 化学・石油化学産業

業種	条件	恩典
6.1 化学品の製造 6.1.1 水素の製造 6.1.1.1 再生可能エネルギーを用いた水からの水素の製造、同プロジェクトの継続での Green Ammonia などの製造を含む 6.1.1.2 炭化水素または化石燃料からの水素の製造 6.1.2 基本化学肥料の製造 6.1.3 その他化学品の製造	1. 電気を利用して水を分解する工程 (Electrolysis) を有すること。 2. 生産チェーン全体で二酸化炭素を排出せずに、太陽エネルギーや風力エネルギーなどの再生可能エネルギーで発電した電気を使用すること。 炭素回収と貯留 (Carbon Capture and Storage: CCS) 技術および／または炭素回収と有効利用 (Carbon Capture and Utilization: CCU) 技術を使用すること。 1. タイ国が「国際条約」に従い、使用することを消滅・中止しなければならない地球温暖化の原因となる化学品は奨励しない。 2. 混合 (Mixing)、希釈 (Dilution) および状態変化 (Phase Transition) のみを有するプロジェクトは奨励しない。	A1 A2 A2 A4
6.2 工業用化学品の製造	1. 以下の化学品の製造を奨励しない。 1.1 消費者のための化学製品の製造、例えば、建築用塗料、洗浄剤、自動車用潤滑剤、複合化学肥料、除草剤または殺虫剤など。 1.2 建設用の化学製品、例えば、セメント混和剤 (Concrete admixture) など。 1.3 タイ国が「国際条約」に従い、使用することを消滅・中止しなければならない地球温暖化の原因となる化学品 2. 混合 (Mixing)、希釈 (Dilution) および状態変化 (Phase Transition) のみを有するプロジェクトは奨励しない。	A4
6.3 石油化学品 6.3.1 石油の精製工場		B

[illegible]

業種	条件	恩典
6.4.3 多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造 6.4.3.1 共押出 (Co-extrusion) 方法による多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造 6.4.3.2 ラミネーション (Lamination) 方法または共押出ラミネーション方法による多層プラスチック包装材 (Multilayer Plastics Packaging) の製造	プラスチックを3層以上多層化する工程を有すること。 プラスチックを4層以上多層化する工程を有すること。	A3 A4
6.4.4 無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造 6.4.4.1 クリーンルーム規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造 6.4.4.2 関連製品規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。 1. 無菌製造工程を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、世界食品安全イニシアチブ (Global Food Safety Initiative: GFSI)、British Retail Consortium Global Standard (BRCGS)、またはその他同等の規格など、関連製品規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	A3 A4
6.4.5 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。	A3

業種	条件	恩典
6.4.6 その他の特殊プラスチック包装材の製造	1. 天然資源・環境省が定めたタイのプラスチック廃棄物管理のロードマップに従って削減または停止しなければならないものに該当するプラスチック包装材の製造は奨励しない。 2. プラスチック成形工程を有すること。 3. 関連機関からの製品性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。	A3
6.4.7 リサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造		
6.4.7.1 新しいプラスチック顆粒に相当する性質を持つリサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造	1. 新しいプラスチック顆粒に相当する性質を持つこと。また、関連機関からの製品性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。 2. 原材料にタイ国内のプラスチック屑を使用すること。	A2
6.4.7.2 リサイクルプラスチック顆粒、および同一プロジェクトの製品の製造	1. プロジェクトのプラスチック屑使用量の割合がプラスチックの原材料の70%以上であること（重量比）。 2. 原材料にタイ国内のプラスチック屑を使用すること。	A4
6.4.8 スマートパッケージングおよび／またはスマートパッケージング部品の製造		
6.4.8.1 Active Packaging グループのスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の製造	1. パッケージ内の製品の保存期間や品質・性質を向上させるために、パッケージとパッケージ内部の製品および／または外部環境との相互作用を誘発する性質を有すること。 2. 抗菌剤、脱酸素剤等、第1項の性質を持つ物質の製造工程を有すること。 3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。 4. 関連機関からの性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。	A2

業種	条件	恩典
6.4.8.2 Intelligent Packaging グループのスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の製造	1. 製品の品質や予想される可能性がある問題を表示したり、ユーザーとコミュニケーションを通じて警告する性質を有すること。 (Radio Frequency Identification (RFID) を除く)。 2. 温度や時間で変色するインクや特殊物質等、第1項の性質を有する物質の製造工程を有すること。 3. スマートパッケージング製造の場合は、プロジェクトにパッケージング成形工程を有すること。 4. 関連機関からの性質の認証を受ける、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。	A2
6.4.8.3 スマート性質を誘発する物質からのスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の製造	プロジェクトにスマートパッケージングおよび／またはスマート部品の成形工程を有すること。	A4
6.5 パルプまたは紙の製造		
6.5.1 衛生パルプ (Hygienic Pulp) または衛生紙 (Hygienic Paper) の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 5、米国連邦規格 209 E クラス 100 以上、またはそれらに相当する国際規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。	A2
6.5.2 特殊パルプ (Specialty Pulp) または特殊紙 (Specialty Paper) 製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、US-FDA、GMP または food grade などの、製造工程または関連製品に関する規格の認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。	A3
6.5.3 リサイクルパルプの製造		
6.5.3.1 タイ国内のみの紙屑を使用する場合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造	同一プロジェクトの製品を製造する場合は、自社製造のリサイクルパルプを 80%以上使用すること（重量比）。	A3
6.5.3.2 海外からの紙屑を一部もしくは全部使用する場合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造	同一プロジェクトの製品を製造する場合は、自社製造のリサイクルパルプを 80%以上使用すること（重量比）。	A4

業種	条件	恩典
6.5.4 環境にやさしいパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、森林管理協議会（FSC）、持続可能な林業イニシアチブ（SFI）や二酸化炭素排出量の削減など、国際規格に準拠した環境にやさしいことに関する認定を受けること。なお、操業開始期限日までに認定を受けること。	A2
6.6 パルプまたは紙からの製品の製造 6.6.1 クリーンルーム規格の認証を受けた衛生パルプまたは衛生紙からの製品の製造	法人所得税免除の恩典を使用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	A3
6.6.2 関連製品規格の認証を受けた衛生パルプまたは衛生紙からの製品の製造	1. 無菌製造工程を有すること。 2. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、世界食品安全イニシアチブ（Global Food Safety Initiative: GFSI）、British Retail Consortium Global Standard (BRCGS)、またはその他同等の規格など、関連製品規格の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	A4
6.6.3 バイオプラスチックコーティングの紙パッケージの製造 6.6.4 高性能紙および/または高性能紙製品の製造	生物分解性プラスチックを使用した製品のコーティング工程を有すること。 1. 高性能紙および/または高性能紙製品を製造するために耐荷重性能や耐衝撃性能などのエンジニアリングデザイン工程を有すること。 2. 性質試験の結果が工業規格よりも高い、または委員会が同意した国際規格の認定を受けること。	A4 A3
6.6.5 リサイクルパルプまたはリサイクル紙からの製品の製造	1. 紙の製造には製造工程においてリサイクルパルプを 80%以上使用すること（重量比）。 2. リサイクル紙からの製品を製造する場合はプロジェクトに成形工程を有すること。	A4
6.6.6 環境にやさしいパルプまたは紙からの製品の製造	1. 紙の製造には環境にやさしい原材料を全て使用すること。また、その原材料は森林管理協議会（FSC）、持続可能な林業イニシアチブ（SFI）や二酸化炭素排出量の削減など、国際規格に準拠した環境にやさしいことに関する認定を受けること。	A4

業種	条件	恩典
	2. 環境にやさしい紙からの製品を製造する場合はプロジェクトに成形工程を有すること。	
6.6.7 パルプまたは紙から作られた製品の製造、例：紙箱	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2

7 類 公共施設

業種	条件	恩典
7.1 公共施設および基本サービス		
7.1.1 ゴミあるいはゴミからの燃料 (Refuse Derived Fuel) による電力または電力およびスチームの製造		A1
7.1.2 ゴミあるいはゴミからの燃料を除き、太陽、風力、バイオマス、バイオガスなど再生可能エネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	太陽光発電の場合は、ソーラーパネルの設置容量が各送配電ポイントで 200 キロワット以上であること。	A2
7.1.3 水素による電力または電力およびスチームの製造		A2
7.1.4 その他のエネルギーによる電力または電力およびスチームの製造	コジェネレーションを使用すること。または石炭を使用する場合はクリーンコールテクノロジー (Clean Coal Technology) であること。	A4
7.1.5 廃水による一般水道水、工業用水またはスチームの製造	第 101 号 セントラル廃棄物処理工場 (Central Waste Treatment) の工場営業許可証を取得すること。	A2
7.1.6 一般水道水、工業用水またはスチームの製造		A3
7.1.7 Energy Service Company: ESCO	投資奨励申請前にエネルギー省の同意を得ること。	A1
7.1.8 不要材の再生使用及び再利用	1. タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 2. 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 3. 工業団地または奨励されている工業区に立地すること。	A2
7.1.9 工業団地または奨励されている工業区に立地する場合の不要材の選別 (Sorting)	1. タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 2. 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 3. 第 105 号工場法で定められた形態・資格を有する廃棄物や不要材の選別・埋設に関する事業を行う工場の工場営業許可証を取得すること。	A3

業種	条件	恩典
7.1.10 不要材の選別 (Sorting)	1. タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 2. 委員会が同意した最新技術による不要材の選別または加工工程を有すること。 3. 第 105 号工場法で定められた形態・資格を有する廃棄物や不要材の選別・埋設に関する事業を行う工場の工場営業許可証を取得すること。 4. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 2 億バーツ以上であること。	A4
7.1.11 廃棄物からの燃料の製造 (Refuse Derived Fuel)	1. 工業団地または奨励されている工業区に立地すること。ただし、製造工程で溶解または燃焼に熱 (Thermal) を使用しない場合を除く。 2. タイ国内でできた不要材のみを取り扱うこと。 3. 委員会が同意した最新の製造工程を有すること。	A2
7.1.12 廃棄物処理	埋設処分の場合は、有害廃棄物の埋設のみを奨励する。また、奨励申請前に環境報告書に関して関係政府機関の同意を得ること。	A2
7.2 工業用地の開発事業		
7.2.1 工業団地または工業区	1. タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。 2. バンコクおよびサムットプラカーン県内は奨励対象外とする。 3. 土地面積が 500 ライ以上あること。 4. 工場用地は、総面積の 60%以上で 75%を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。 5.1 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、路面幅が最低 30 メートルで、道幅が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 - 総面積が 500 ライ超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、路面幅が最低 20 メートルで、道幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以	A3

業種	条件	恩典
	上の歩道があり、緊急駐車のために十分な路肩があること。 5.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 5.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 5.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 5.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 5.6 入居する工場は、環境影響評価報告書審査の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 5.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 5.8 奨励証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。	
7.2.2 スマート工業団地または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 地域内に次の 5 つのスマートシステムを有すること。Smart Facilities、Smart IT、Smart Energy、Smart Economy、並びに Smart Good Corporate Governance、Smart Living、および Smart Workforce の 3 つのスマートシステムから 1 つ以上を有すること。 3. スマート工業団地または工業区の開発計画は、投資奨励申請書提出の前に、タイ工業団地公社（IEAT）と投資委員会（BOI）の合同委員会の同意を得ること。 4. 土地面積が 250 ライ以上であること。 5. 工場用地は総面積の 60% 以上で 75% を超えてはならない。ただし、1,000 ライ以上の場合は、投資委員会の同意に従うものとする。	A2

業種	条件	恩典
	6. その他の条件は以下の通りに自社で行うまたは手配すること。 6.1 基幹道路 - 総面積が 1,000 ライ以上の場合は 4 車線あり、路面幅が最低 30 メートルで、道幅が最低 14 メートルであり、交通島があり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 - 路面積が 500 ライを超え、1,000 ライまでの場合は 2 車線あり、路面幅が最低 20 メートルで、道幅が最低 7 メートルであり、両側にそれぞれ 2 メートル以上の歩道があり、緊急駐車のための十分な路肩があること。 6.2 補助道路は路面幅が最低 8.5 メートルで、両側にそれぞれ 2 メートル以上の路肩があること。 6.3 廃水処理設備は廃水の性質に合ったもので、処理後の排水池があり、法定の排水基準に準ずるシステムであること。 6.4 廃水用の排水システムは雨水用の排水管と完全に分けること。 6.5 委員会の同意した方式に基づきゴミ集積、整理、処理の方法を有すること。 6.6 入居する工場は、環境影響評価報告書審査の専門家委員会が同意した環境影響評価報告書が指定する対象産業および禁止業種に沿ったものであること。 6.7 入居する工場に対し、十分に使用できる電力、水道、電話、郵便などの公共施設を有すること。 6.8 奨励証書発給日より 2 年以内に土地の総面積の約 25%以上、もしくは委員会が同意した面積を整備し、公共サービスを提供できるようにすること。 7. プロジェクトの収入が生じた日からより、同意を得た計画に従い 5 年以内に実行を完了させること。	

業種	条件	恩典
7.2.3 特殊工業団地 7.2.3.1 フードイノベーション工業団地または工業区	8. 東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり法人所得税を 50% 減税する。 1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 高等教育科学研究イノベーション省および投資委員会事務局の同意を得た地区であること。 3. 商業的な研究開発をサポートできる科学、技術、およびイノベーションの基礎インフラを有すること。例えば、研究開発室、モデル工場、製造試運転用の場所、マーケットテスト用の場所（Living Lab）、民間向けの研究開発・イノベーションセンター用のレンタルスペースなど。 4. 研究開発・イノベーションに必要なツールを整えた中央試験場（Central Lab）を有し、民間の研究開発・イノベーション活動をサポートするために、そのツールの担当技術者（Technician）を有すること。 5. 当地区に入居した者への便宜を図るために、会議室、セミナー室、通信システム、予備電源システムなどの施設を有すること。 6. 法律に則した廃水・廃棄物処理システムを有すること。	A1
7.2.3.2 科学技術パーク (Science and Technology Park)	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. インキュベーションセンターを有すること。 3. 国内外との通信網を有すること。 4. 連続型予備電気供給システムを有すること。 5. 委員会が同意する他の施設を有すること。	A1
7.2.3.3 宝石・宝飾産業工業団地または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地面積が 100 ライ以上であること。 3. 総面積の 40% 以上を宝石および宝飾産業関連事業にあてること。 4. 宝石または宝飾の取引の場所を設けること。 5. 十分な保安システムを設けること。また、会議室、展示場およびビジネスセンターを有すること。	A3

業種	条件	恩典
7.2.3.4 ロジスティクス・パーク (Logistics Park)	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地総面積が 200 ライ以上あり、延べ面積 50,000 平方メートル以上の販売または賃貸用の倉庫の建設に投資すること。 3. 港湾、空港、国境税関所、通関および陸上コンテナデポ (Inland Container Depot: ICD) より半径 50 キロ以内またはフリーゾーン内のいずれかに立地すること。 4. 一部または全ての面積をフリーゾーンとすること。 5. コンテナ・ヤードまたはトラックターミナルがあり、または 50 以上のコンテナを保管、預かるデポを有すること。 6. ロジスティクス・パークと国内・国際通信センターとの間に高速通信システムがあること。	A3
7.2.3.5 航空または宇宙工業団地または工業区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 土地面積が 100 ライ以上であること。 3. 一部または全ての面積を保税倉庫 (Bonded Warehouse) もしくはフリーゾーン (Free Zone) とすること。 4. 航空機または部品修理センターを設けるエリアを備えること。 5. 委員会が同意した公共施設、設備およびサービス、すなわち、道路システム、雨水排水および洪水防止システム、水道システム、排水処理システム、電気通信システム、電力システム、消火および災害防止システム、産業廃棄物処理システム、および適切な警備システムを備えること。	A3
7.2.3.6 農業および食品産業の工業団地または奨励対象地区	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. バンコクおよびサムットプラカーン県内は奨励対象外とする。 3. 総面積は 200 ライ以上であり、工業用の面積が総面積の 60%以上 75%以下でなければならない。	A3

業種	条件	恩典
	4. 農業、農産品加工、食品、農産物や農業の副産物、残り屑あるいは廃棄物を主原料として使用する企業の事業所、ならびに科学技術や人材育成の支援サービスである面積は、全ての事業所の面積の 80%以上でなければならない。 5. プロジェクトに以下のサービスおよび施設を有すること。 - 実験室・試験室 - 農業または食品の知識に関する教育育成機関 - 適切かつ標準的なインフラストラクチャ、または委員会が同意した詳細通りのもの	
7.2.4 工場および/または倉庫のための建物開発	事業所が南部国境地域および国境特別経済開発区の上に立地すること。	A2

8 類 デジタル業

業種	条件	恩典
8.1 ソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発事業	1. 奨励申請後の追加雇用である情報技術分野のタイ人人員の給与費用から計算されるプロジェクトの最低投資金額は、年間 150 万バーツ以上であること。 2. 事務局が指定する、タイ国内においてソフトウェア、デジタルサービス提供のためのプラットフォーム、またはデジタルコンテンツの開発プロセスを有すること。 3. 既存または中古の機械使用が許可される。 4. 本業種への投資奨励には、あらゆる卸売業および小売業は含まない。 5. 恩典行使申請をする年に実際に発生する支出について各年の法人所得税の免除恩典行使の上限額を次のように定める。なお、当該費用の 100% を上限として法人所得税免除金額を計算する。 - 奨励申請日前の情報技術分野のタイ人人員雇用と比較して増加する情報技術分野のタイ人人員雇用から計算される部分追加雇用となる情報技術分野の人員給与費用。 - 情報技術開発に関連するコースでのタイ人人員のスキルを向上させるための研修・訓練費用。 - ISO29110 または CMMI レベル 2 以上の規格に応じる品質システム認定証明書またはそれらに相当する国際規格の認定証明書を取得するための費用。	A2
8.2 デジタルインフラ 8.2.1 データセンター	1. 入居した顧客に、サーバーのコ・ロケーションサービス (Server Co-location)、マネージドサービス (Managed Service)、サーバーのバックアップサービス、災害復旧サービス (Disaster Recovery Services: DRS)、データホスティング (Data Hosting) などのサービスを提供すること。 2. データセンター用の面積が 3,000 平方メートル以上あること。	A1

業種	条件	恩典
	3. 国内・国際通信センターからデータセンターを結ぶ主要な高速通信システムを最低 4 回線有すること。国内通信システムは、速度が 10 Gbps 以上で最低 3 回線を有し、システム全体の合計速度は 60 Gbps 以上であること。 4. メンテナンス中またはシステム内の機器交換中にもサービスを継続して提供できること。 (Concurrently Maintainable) 5. データセンター全体の電力需要に対応できる連続定格 (Continuous Rating) のエンジン発電機 (Engine Generator) システムを有すること。また、いずれのエンジン発電機が故障または停止した場合におけるバックアップシステムを有すること。 6. UPS、IT 冷却、UPS 冷却のバックアップデバイスまたはバックアップシステムを有し、サービスに影響がないように、メインデバイスに動作不良発生の際、直ちに作動すること。 7. 配電システムにおいてバックアップ用の独立配信経路を有すること。 8. プロジェクトは、破損や故障するリスクを防止するシステムを備えてなければならない 9. 高効率の空調システムおよびそのバックアップシステムを有すること。 10. 全域に防火システムを有すること。 11. 24 時間のセキュリティシステムを有すること。 12. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	
8.2.2 クラウドサービス (Cloud Service)	1. ISO/IEC27001 (データセンター) の認証を取得した国内にある 2 ヶ所以上のデータセンターに立地すること。 2. 各センターと中央データセンター間の接続速度は全て 10 Gbps 以上であること。また同程度のバックアップ接続も有すること。 3. 法人所得税免除の恩典を使用する前に、ISO/IEC27001 (クラウドセキュリティ) と ISO/IEC20000-1 (クラウドサービス) の認証を	A1

業種	条件	恩典
	取得すること。なお、操業開始期限日までに認証を取得すること。	
8.2.3 国際高速海洋通信回路回線サービス	奨励申請前に、放送委員会（BC）および国家放送通信委員会（NBTC）より国際高速海洋通信回路回線サービスの許可を得ること。	A2
8.3 デジタルエコシステム支援		
8.3.1 イノベーション・パーク（Innovation Park）	1. 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設に投資または提供すること。 2. 委員会が同意したイノベーション開発のためのインキュベーター計画を有すること。 3. エコシステム（Ecosystem）もしくはテクノロジーコミュニティを設ける計画を有すること。 また、プロトタイプ（Prototype）開発のためのエリアおよび設備が揃っていること。 4. センターでは事業運営およびイノベーション開発に関する助言の専門家（Mentor）を有すること。 5. 1,000 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。	A1
8.3.2 メーカー・スペース（Maker Space）またはファブリケーション・ラボラトリー（Fabrication Laboratory）事業	1. イノベーションを創出またはプロトタイプを作成するための研究開発室を有すること。 2. プロトタイプを開発するための基本道具または設備を提供すること。例としては、CNC マシン、3D プリンター、ウォーター・ジェット、ツーリング、人工知能開発のためのソフトウェア・ツール、ペトリ皿、化学薬品ミキシング器具など。 3. イノベーションまたはプロトタイプ開発に関するメンター（Mentor）を有すること。 4. 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設を提供すること。	A3
8.3.3 コワーキングスペース（Co-Working Space）事業	1. 2,000 平方メートル以上のサービスエリアを有すること。	B

業種	条件	恩典
	2. 投資金額（土地代と運転資金を除く）が 1 千万バーツ以上であること。	
	3. 以下の事業運営の要素が揃っていること。コワーキングマネジメント（Co-Working Management）、会員マネジメントシステム（Membership Management System）並びに支援マネジメント（Supporting Management） 4. 事務用品、コンピューター、プリンターなどの基本道具または設備を提供すること。 5. 高速光ファイバー通信システム（FTTX）、連続型予備電気供給システム、空調システム、消火および災害防止システムなどの公共施設を提供すること。	
8.4 スマートシティ地域開発事業 8.4.1 スマートシティ地域開発事業	1. タイ国籍者は登録資本金の 51% 以上を保有すること。 2. 光ファイバー（Fiber Optic）、公衆無線 LAN（Public Wifi）などのスマートシステムに対応できる通信インフラが揃っていること。 3. スマート環境（Smart Environment）サービスを提供し、以下の他の 6 つのスマートシステムサービスのうち少なくとも一つのサービスを提供すること、スマートモビリティ（Smart Mobility）、スマート人材（Smart People）、スマート生活（SmartLiving）、スマート経済（Smart Economy）、スマートガバナンス（Smart Governance）並びにスマートエネルギー（Smart Energy） 4. 情報収集および管理システムを有すること。スマートシティ域内でマネジメントやサービス提供のための情報の連携または共用をする。（Open Data Platform） 5. 投資奨励申請書提出の前に、スマートシティ開発関係委員会または機関の同意を得ること。 6. 地域開発の目的に合致する目標を設定し、実施すること。 7. 地元住民の意見を受け入れる過程を有し、地元住民参加型の計画を提案すること。	A2

業種	条件	恩典
	8. 東部経済回廊の地域で設立する場合、法人所得税の免税期間の終了後 5 年間、通常税率より 50%免除する	
8.4.2 スマートシティのシステム 開発事業	1. 委員会が指示した以下のスマートシティサービスの内に適切な一つまたは多数のサービスを開発、設置・据え付け、提供すること。スマートモビリティ（Smart Mobility）、スマート人材（Smart People）、スマート生活（Smart Living）、スマート経済（Smart Economy）、スマートガバナンス（Smart Governance）、スマートエネルギー（Smart Energy）並びにスマート環境（Smart Environment） 2. スマートシティ開発関係委員会または機関が同意したスマートシティ開発のプロジェクトの一部として見做されること。 3. 東部特別開発区（EEC）に立地する場合は、法人所得税免除期間終了後、さらに 5 年間にわたり法人所得税を 50% 減税する。	A2

9 類 創造業

業種	条件	恩典
9.1 創造的な製品設計・開発サービス	- 以下の二つの要素が揃っていること。 - 設計用の情報システム - コンセプトデザインとコンセプトのプロトタイプ（見本）作成システム - 以下のシステムの中でどれか一つを有すること。 - エンジニアリングデザインシステム - プロトタイプ作成システムと性能試験システム - プロトタイプ標準試験システムとユーザー検収テストシステム - 全従業員の内 70%以上がタイ人であること。 - 創造的な製品設計・開発担当者の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または事業に直接関連する最低投資金額（土地代および運転資金、乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。	A1
9.2 特殊繊維（工業用繊維 Technical Fiber あるいは機能性繊維 Functional Fiber）の製造	タイ繊維産業機構（Thailand Textile Institute）やタイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）などの関係機関からの同意を得ること。	A2
9.3 特殊糸または布（機能性糸 Functional Yarn または機能性布 Functional Fabric）の製造	タイ繊維産業機構（Thailand Textile Institute）やタイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）などの関係機関からの同意を得ること。	A3
9.4 リサイクル繊維（Recycled Fiber）の製造	タイ国内の残り屑・廃棄物のみを使用すること。	A4
9.5 その他繊維の製造		B
9.6 漂白、染色および仕上げ、または印刷および仕上げ、または印刷	- 工業省の定める布告に基づいた廃棄物処理システムおよび環境保護システムを有する工業団地、または投資奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区に工場を設立または拡張すること。 - 第 1 項の地域に立地しない場合は、環境影響を低減する措置を有する条件で既存工場の拡張のみ許可する。	A3

業種	条件	恩典
	3. 衣類・家庭用繊維産業用のデジタル印刷 (Digital Printing) の場合は、すべての地域に立地することが可能である。 4. 産業高度化措置 (Smart and Sustainable Industry) に基づく環境影響低減の投資奨励申請の場合は工業団地、または奨励された工業区、または工業省が定める第 30 条に基づく工業区に立地しているか否かを問わず、既存の工場に立地してもよい。 5. いずれの場合、環境に優しい技術を使用すること。	
9.7 衣類および家庭用繊維製品の製造		B
9.8 靴もしくは履物製品の製造、または皮革もしくは人工皮革からの製品の製造		B
9.9 宝石および装飾品、あるいはその部品、原材料、プロトタイプ of the 製造		A4
9.10 スポーツ用品またはその部品の製造		B
9.11 楽器の製造		B
9.12 家具またはその部品の製造		B
9.13 玩具の製造		B
9.14 印刷物の製造		B
9.15 タイ映画の制作	タイ映画の制作は、映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーションの制作を含め、広告の制作を除く。	A3 (法人所得税の免除額に上限なし)
9.16 映画制作向けサービス	映画制作向けサービスは映画、ドキュメンタリー、テレビ番組、アニメーション、コマーシャル制作サービスで、サービス範囲が以下のいずれか一つとする。 1. 映画撮影機および/ または映画撮影機材のレンタルサービスは、映画撮影用のカメラ、カ	A3

業種	条件	恩典
	メラ動作補助機、映画撮影用照明機材などの主要な機材を有すること。 2. フィルム現像・印刷、またはファイル複製サービスは、フィルム現像機、フィルム印刷機、デジタルファイルの複製機などの主要な機材を有すること。 3. 録音サービスは、デジタル録音機、デジタル音声編集機、デジタル音声ミキサーなどの主要な機材を有すること。 4. 映像技術サービスは、映画やテレビ番組用の撮影機ではできない特殊映像制作用機械・機材を有すること。例えば、編集機、デジタル合成や特殊効果の制作機などの主要機器や機械を有すること。 5. タイで撮影する海外映画制作のためのコーディネーション・サービスは、撮影許可取得のための政府機関との連絡、撮影場所探し、スタッフの手配、撮影機材の手配などのサービスを含む。 6. 屋内・屋外映画撮影やテレビ番組制作標準的なスタジオのレンタルサービス。	
9.17 映画工業団地または工業区 (Movie Town)	映画工業区内に以下の設備を有すること。 1. 標準的な室内・屋外映画撮影スタジオおよび / またはテレビ番組の収録・撮影設備。 2. 特殊効果、コンピュータによるアニメーション制作、映画用サウンドラボなどの撮影後のサービスエリア。	A3

10 類 高付加価値サービス

業種	条件	恩典
10.1 専門サービス 10.1.1 貿易ならびに投資支援事務所 (Trade and Investment Support Office: TISO)	1. 販売費および一般管理費が年間 1,000 万バーツ以上であること。 2. 以下の通り事業計画および事業範囲を有すること。 2.1 グループ内・関連会社に対するオフィスまたは工場の手配や賃貸を含むグループ内・関連会社へのサービスおよび/ または管理。並びに財務センター (Treasury Center) の業務範囲外のグループ内・関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、 - タイ国外にある関連企業への外貨貸付 - タイ国内にある関連企業へのタイバーツ貸付 - ベトナム社会主義共和国、およびタイと国境を接している国にある関連企業へのタイバーツ貸付。借り入れた企業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 2.2 事業活動に関する助言およびアドバイス。ただし、証券取引、外国為替、会計、法律、広告、建築、土木エンジニアリングを除く。 2.3 商品調達に関する情報サービス。 2.4 建築、土木エンジニアリングを除く、エンジニアリングおよび技術サービスの提供。 2.5 グループ内・関連会社で製造された、または公式メーカーに任命された機械、機器、道具、および設備に関する以下の業務で少なくとも 1 つのサービスの提供。 - 卸売のための輸入 - トレーニング・サービス - 据え付け、メンテナンス、補修修理 - 機器校正 (Calibration) 2.6 タイ国内で製造された製品の卸売	B

業種	条件	恩典
10.1.2 国際ビジネスセンター (International Business Center: IBC)	2.7 通信ネットワークを通じての国際ビジネス・プロセス・アウトソーシングサービス (International Business Process Outsourcing) 。例として、管理サービス、財務・会計サービス、人材管理サービス、セールス&マーケティングサービス、カスタマーサービス、データ処理など。 3. 関連会社およびグループ会社への貸付の場合、2.1 のビジネス範囲の貸付以外のその他のサービスを提供すること、または 2.2 ～ 2.7 で少なくとも 1 つのビジネス範囲をすること。 4. 機械の輸入税が免除されない。 1. 以下の事業範囲に沿った、関連企業に対するサービス提供の事業計画を有すること。 1.1 一般管理、事業計画立案、ビジネスコーディネーション 1.2 原材料および部品の調達 1.3 製品の研究開発 1.4 技術支援 1.5 マーケティングおよび販売促進 1.6 人事管理、トレーニング 1.7 財務に関するアドバイス 1.8 経済と投資の分析および研究 1.9 ローン管理・コントロール 1.10 財務センター (Treasury Center) の財務管理サービス 1.11 国際貿易事業 1.12 第 1.10 項の業務範囲外の関連企業への貸付で、為替管理法に基づいて実施可能なもの。例として、 - タイ国外にある関連企業への外貨貸付 - タイ国内にある関連企業へのタイパーツ貸付 - ベトナム社会主義共和国、およびタイと国境を接している国の関連企業へのタイパーツ貸付。借り入れた企	B

業種	条件	恩典
10.1.3 国際原材料・部品・構成 品調達事務所 (International Procurement Office : IPO)	業は、タイまたはその国での貿易または投資にのみ使用すること。 1.13 関連会社に対するオフィスもしくは工場の手配や賃貸 1.14 委員会が承認したその他の支援サービス 2. 払込済登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 3. 国際ビジネスセンターに必要とされる知識および技能を持つ従業員を 10 人以上雇用すること。ただし、関連企業への財務管理サービス提供のみを有する国際ビジネスセンターの場合は、知識および技能を持つ従業員を 5 人以上雇用すること。 4. 国際貿易事業または関連会社に対するオフィスもしくは工場の手配や賃貸を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.10 の中の 1 つ以上有すること。 5. 関連会社への貸付業務を行う場合、上記の事業範囲の 1.1 – 1.9 の中の 1 つ以上を有すること。 6. 輸入税免除恩典が付与される機械は研究開発および研修・訓練に使用される機械でなければならない。 7. 輸向け製造用の原材料および必要資材輸入税の免税恩典の対象とならない。 1. 製造事業用の原材料・部品・構成品の調達のみとする。 2. 物流倉庫の賃借または倉庫の所有および倉庫管理専用情報技術システムを導入し在庫管理をすること。 3. 商品の品質検査や梱包など適切な商品調達および管理を実施すること。 4. 調達先を多数所有し、そのうち少なくとも国内に調達先を有すること。 5. 国内卸売及び/ または輸出であること。 6. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。	B

業種	条件	恩典
10.2 研究開発	1. 下記の少なくとも一つの事業範囲を有すること。 1.1 基礎研究（Basic Research）とは、学術的に価値のある新しい知識の探求または研究で、将来的に製品開発、製造工程、サービスに応用できるものを指す。 1.2 応用研究（Applied Research）とは、新製品または工程を生み出すことを目的として、基礎知識を応用し、商業的な問題解決または知識向上のための研究を指す。関連する活動、例えば、工業向け、商業向けの生産フォーミュラの開発、製品設計、製造工程の設計を含む。 1.3 パイロット開発（Pilot Development）とは、基礎研究と応用研究から生産規模を拡大するために行われる活動を指す。パイロット開発は、市場のテストおよび/または工業レベルの製品設計を用いた製造工程に適した条件について情報を収集するためのプロトタイプおよび/または半工業レベルの製造工程のテスト開発である。 1.4 デモンストレーション開発は、パイロット開発を行うことにより工業規模での製造工程をテストすることを指す。技術の信頼性を確認し、品質管理面の評価、コスト面の評価とともに工程の安定性および商業生産の可能性を実証する。 2. 研究者数、学歴、研究経験を含めた研究者の詳細と研究開発プロジェクトの範囲についての詳細内容を提供しなければならない。 3. 研究開発人員の給与費用は年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または事業に直接関連する最低投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。	A1
10.3 エンジニアリングデザインサービス	1. 建築および土木エンジニアリングのデザインを除く	A1

業種	条件	恩典
	2. エンジニアリングデザイン人員の給与費用が年間最低 150 万バーツ以上かつ新規雇用、または事業に直接関連する最低投資金額（土地代、運転資金および乗り物コストを除く）が 100 万バーツ以上であること。	
10.4 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)		A1
10.5 計測器校正サービス (Calibration)		A1
10.6 製品向け殺菌サービス		A2
10.7 人材開発最大		
10.7.1 職業訓練学校	1. デザイン研修センターなど、委員会が同意した特定の分野での技術を教える教育訓練所であること。 2. 必要な設備、実習室などを有すること。	A1
10.7.2 高性能学校または大学校	高性能学校の場合 1. 理科および技術を主なカリキュラムとした高性能私立学校であること。 2. 東部経済回路の地域、または内閣が高性能学校対象地域として指定された他の特別経済開発区に立地すること。 3. 委員会が同意した規則、方法および条件に従うこと。 高性能大学校の場合 1. 高性能大学校であること。タイ国外からの投資の場合は、海外高性能大学校による教育開発委員会（Kor. Por. Or. Tor.）からの同意を得ること。 2. 東部経済回路、または内閣が高性能学校対象地域として指定された他の特別経済開発区、または、海外高性能大学校による教育開発委員会（Kor. Por. Or. Tor.）が同意した他の地域に立地すること。 3. 委員会が同意した規則、方法および条件に従うこと。	A1 A1
10.8 観光促進事業		

業種	条件	恩典
10.8.1 フェリーあるいは遊覧船サービス、または遊覧船のレンタル	他者がサービス提供のために使用するための船のレンタルを奨励しない。	A3
10.8.2 遊覧船の乗船所サービス	船の引き上げ設備、陸上の集積場、修理場など様々な設備を有すること。	A3
10.8.3 遊園地	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 2. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。	A3
10.8.4 タイ芸術文化センターまたはタイ美術工芸展示場	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。 3. タイ国籍者が登録資本金の 51%以上の株式を保有すること。	A3
10.8.5 野外動物園	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 5 億バーツ以上であること。 2. 土地面積が 500 ライ以上であること。 3. プロジェクトの構成について、委員会の同意を得ること。 4. グリーン・エリアと駐車場はそれぞれ全面積の 15%以上とすること。	A3
10.8.6 博物館	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が 3 千万バーツ以上であること。 2. プロジェクトの内容は投資委員会の承認を得ること。	A3
10.8.7 カーレース場	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が 10 億バーツ以上であること。 2. サーキット（Circuit）の国際自動車連盟（FIA）または国際モーターサイクリズム連盟（FIM）から規格の認定を取得すること。 3. 他のレース場、例えば、ドラッグレース場、ドリフト走行レース場、スーパークロスレース場がある場合、同格の規格又は国際基準またはガイドラインに従って、建設すること。	A3

業種	条件	恩典
10.8.8 観光用ケーブルカーまたはトラムカー事業	4. 近隣住民に対する危険及びトラブルに対する予防、管理措置を有すること。 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。	A3
10.8.9 クルーズ・ターミナル (Cruise Terminal)	1. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 2. クルーズと観光客の受け入れに必要な設備や施設が有すること。例えば、乗客の待機場所（旅客ターミナル）、通関や入国の手続きを済ませる場所など。	A3
10.8.10 大型で有益な観光地事業	1. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 2. 観光地の種類および構成要素は委員会または関係政府機関の同意を得ること。 3. サービス提供には主にテクノロジーを使用すること。	A3
10.9 観光支援事業 10.9.1 ホテル事業	1. 部屋数および投資金額は以下の通り。 1.1 部屋数が100室以上である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は1室あたり200万バーツ以上であること。 1.2 部屋数が100室未満である場合、投資金額（土地代および運転資金を除く）は5億バーツ以上であること。 1.3 中小企業（SMEs）向け投資奨励措置に基づき奨励を取得する場合、部屋数が50室以上、99室以下で、投資金額（土地代および運転資金を除く）は1室あたり100万バーツ以上であること。 2. 事務局が定めた基準を満たすホテルであること。 3. 以下の通り恩典を受けるとする。 3.1 クラビ県、バンコク都、カンチャナブリー県、コーンケン県、チャチューンサオ県、チョンブリ県、チェンマイ県、ナコーンパトム県、ナコーンラチャシーマー県、ノンタブリ県、パトゥムターニー県、プラチュアップキリカーン県、アユタヤ県、パンガー県、ペップリー県、プ	B

業種	条件	恩典
	ーケット県、ラヨー県、ソクラー県、サムットプラカーン県、サムットサーコーン県、サラブリー県、スラターニー県に事業所を設立する場合は、機械の輸入税が免除されない。 3.2 その他の県に事業所を設立する場合	A4
10.9.2 コンベンションホール	1. 4,000 平方メートル以上の会議室用の面積を有し、最大の会議室は 3,000 平方メートル以上であること。 2. 適切な施設および設備を有すること。 3. 設計図について、委員会の同意を得ること。	A3
10.9.3 国際展示場	1. 室内展示場が 25,000 平方メートル以上あること。 2. 全展示場に商談室を設けること。	A3
10.10 大量輸送および大型貨物輸送、並びにの積荷の積み下ろし		
10.10.1 商業用空港		A2
10.10.2 航空輸送	海外からの中古機械を使用する場合は、タイ民間航空局 (The Civil Aviation Authority of Thailand: CAAT) の規制に従うこと。	A3
10.10.3 海運輸送		A2
10.10.4 鉄道輸送		A2
10.10.5 パイプライン輸送 (水の輸送を除く)		B
10.10.6 海上輸送のための積荷の積み下ろしサービス	委員会が同意した最新技術を持つ積荷取り扱い機械を使用すること。	A3
10.10.7 コンテナ方式による輸出品の検査およびコンテナ積載のための施設、または、埠頭外での輸入品の検査およびコンテナ方式による輸出品の積載保管場所 (Inland Container Depot: ICD)		A3

業種	条件	恩典
10.11 ロジスティクスセンター 10.11.1 スマートシステムを活用した物流センター	1. 自動倉庫および入出庫管理システム（Automatic Storage and Retrieval Systems: ASRS）や情報技術システムなどの高度技術を使用するコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 2. 投資金額（土地代及び運転資金を除く）が10億バーツ以上であること。 3. 奨励証書発行日から3年以内で以下の条件を満たすこと。 3.1 情報処理のため、国内にある Data Center（データセンター）若しくは、Co-location（共同設置場所）を利用すること。 3.2 プロジェクトの従業員の内20%以上は工学、人工知能、データサイエンスなどの理工科関連からの大学卒業以上のタイ人であること。 3.3 委員会が同意した十分な現地の人材の参加を有し、高度技術を使用しタイでデータ分析またはデジタル取引関連のデータ管理を行うこと。 3.4 委員会が同意した Big Data（ビックデータ）、Data Analytics（データアナリティクス）などの高度技術の研修を行うこと。 3.5 研究開発若しくは、委員会が同意した国内の教育・研究機関との連携による技術協力を行うこと。	A2
10.11.2 国際物流センター（International Distribution Center: IDC）	1. 払込登録資本金が1,000万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。 3. 投資金額（土地代および運転資金を除く）が1億バーツ以上であること。 4. 5カ国以上に対し物流を行うこと。また、顧客が海外に流通させた商品の管理費による収入の割合は総収入の50%を超えること。	A3

業種	条件	恩典
10.11.3 物流センター (Distribution Center: DC)	1. 払込登録資本金が 1,000 万バーツ以上であること。 2. 最新のコンピュータシステムにより制御される物品貯蔵施設を備えること。	B